

第五十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第三十一号

昭和四十二年七月六日(木曜日)
午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 大石 八治君

理事 奥野 誠亮君

理事 細谷 治嘉君

理事 門司 亮君

理事 木野 晴夫君

理事 久保田藤磨君

理事 渡海元三郎君

理事 永山 忠則君

理事 山田 久就君

理事 太田 一夫君

理事 華山 親義君

理事 折小野良一君

理事 小濱 新次君

出席國務大臣

國務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

警察庁長官 新井 裕君

警察庁長官官房 浅沼清太郎君

警察庁交通局長 鈴木 光一君

自治政務次官 伊東 隆治君

自治省行政局長 長野 士郎君

自治省財政局長 細郷 道一君

委員外の出席者

議員 太田 一夫君

警察庁警備局警 三井 脩君

備課長 運輸省自動車局 上原 啓君

参事官 運輸省自動車局 峰須賀國雄君

業務部長 運輸省自動車局 堀山 健君

運輸省自動車局 堀山 健君

整備部長 堀山 健君

労働省労働基準 藤 正勝君

局監督課長 労働省職業安定 塩田 晋君

局失業対策部企 画課長 建設省計画局参 大津留 温君

事官 建設省住宅局建 築指導課長 前川 喜寛君

自治大臣官房参 事官 鎌田 要人君

最高裁判所事務 佐藤 千速君

総局刑事局長 最高裁判所事務 細江 秀雄君

総局家庭局長 専 門 員 越村安太郎君

七月五日
地方自治法等の一部を改正する法律案(太田一夫君外十九名提出、衆法第三七号)
は本委員会に付託された。

七月五日
町村財政確立強化に関する陳情書(福岡山市議會議長松山翠)(第二〇九号)
市町村職員共済組合の長期給付掛金率に関する陳情書(福岡市天神一の一八福岡県町村職員組合連合会長藤川武夫)(第二一〇号)
本籍地番と街区番号の一本化に関する陳情書(宮崎県市議會議長会長宮崎市議會議長児玉辰生)(第二一一号)
行政書士の既得権存続に関する陳情書(静岡市駿府町二の一三日本行政書士連合会長浅井義光外八名)(第二一二号)
上水道改良事業に対する起債額拡大に関する陳情書(兵庫県市議會議長会長尼崎市議會議長明田謙二外十九名)(第二九五号)
住民税軽減に関する陳情書(大阪府議會議長山

本捨三)(第二九六号)
消防施設に対する国庫補助基準額改正等に関する陳情書(仙台市外記丁六の一宮城県消防協会長村上勝衛)(第二九八号)
地方税制改正に伴う減収補てんに関する陳情書(鹿児島市議會議長議長平勇吉)(第二九九号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方自治法等の一部を改正する法律案(太田一夫君外十九名提出、衆法第三七号)
住居表示に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

○龜山委員長 これより会議を開きます。
太田一夫君外十九名提出にかかる地方自治法等の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より趣旨の説明を聴取いたします。太田一夫君。

地方自治法等の一部を改正する法律案

地方自治法等の一部を改正する法律

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条中「政令で定める事務」を「道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第九号)の施行に関する事務」に改める。

別表第五第一号中

検定所

計量法第八十六条の規定による計量器の検定に関する事務 都道府県の実定る区域による。

検定所

計量法第八十六条の規定による計量器の検定に関する事務 都道府県の実定る区域による。

公共職業安定所

職業安定法第七条の規定による職業紹介、職業指導、失業保険その他同法の目的を達成するために必要な事務 条例で定める区域による。

別表第六第一号中

保安管理員

保安管理員 就職促進指導員 を 改める。

別表第七第一号中

私立学校審議会

私立学校法第九条の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての都道府県知事に対する建議に関する事務 を

私立学校審議会	私立学校法第九条の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての都道府県知事に対する建議に関する事務
地方職業安定審議会	職業安定法第十二条第一項の規定による公共職業安定所の業務その他同法の施行に関する重要事項及び他の法律に基づきその権限に属せしめられた事項の調査審議並びに同法同条第三項の規定による関係行政庁に対する建議に関する事務

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

(都道府県知事の権限)

第七條 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、職業紹介、職業指導、失業保険その他この法律の目的を達成するために必要な業務を行なう。

第八條第一項を次のように改め、同条第四項中「労働大臣がこれを定める」を「条例で定める」に改め、同条第二項を削る。

前条の都道府県知事の業務を行なうため、都道府県に、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十二條第一項中「中央職業安定審議会及び」を「労働省に中央職業安定審議会を、都道府県に」に改め、同条第二項中「前項に規定する職業安定審議会の外、」を削り、同条第三項中「地方職業安定審議会及び」を「地方職業安定審議会は、都道府県知事の諮問に、」に改め、同条第七項中「地方職業安定審議会及び」を「地方職業安定審議会の委員は、都道府県知事がこれを命じ、」に改め、同条第十項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会及び地区職業安定審議会」に改め、同条第十二項中「命令」を「命令又は条例」に改める。

に改める。

第十九條の二中「又は公共職業安定所長」を削る。

第三十條中「就職促進指導官」を「就職促進指導員」に改め、同条第三項中「労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第四十九條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十八條第二項中「当該都道府県内」を「当該都道府県」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第三條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 公共職業安定所(第十九條・第十九條)」を「第四款 削除」に改める。

第十三條第一項の表中「地方職業安定所」を「都道府県職業安定所」に改める。

知事の諮問に「公共職業安定法」を削る。

重要事項を調査審議すること。

第十四條中「公共職業安定所」を削る。

第二章第三節第四款を次のように改める。

第四款 削除

第十八條及び第十九條 削除

第二十二條の表の本省の項中「二五、〇九五」を「一〇、四八九」に、同表の合計の項中「二五、三二二」を「一〇、七〇六」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(従前の地方事務官等に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に、地方自治法附則第八條に規定する職員であつて健康保険法(大正十一年法律第七十号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)及び船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)並びに国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の施行に関する事務(以下この項において「健康保険等に関する事務」という)に従事するもの(社会保険審査官の職にある者を除く)若しくは職業安定法、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)及び失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十七号)の施行に関する事務(以下この項において「職業安定等に関する事務」という)に従事するもの(失業保険審査官の職にある者を除く)又は公共職業安定所の業務に従事する職員である者以下「地方事務官等」という)は、別に辞令を発せられない限り、政令で定めるところにより、それぞれ健康保険等に関する事務若しくは職業安定等に関する事務に従事する都道府県の職員又はこの法律により当該都道府県に設置される公共職業安定所の業務に従事する都道府県の職員となるものとする。

3 この法律の施行の際現に地方事務官等である者が引き続き都道府県の職員となつた場合におけるその者が受けるべき給料その他の給与は、当該都道府県の条例の定めるところによるものとし、その給料月額がこの法律の施行前日政令で定める日現在におけるその者の俸給月額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、都道府県は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

4 この法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたもので、現に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けたものの休職若しくは懲戒又はこの法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたものに対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行後に懲戒処分を行なうこととなるときは、当該都道府県知事が懲戒処分を行なうものとする。

5 この法律の施行前に地方事務官等に対して行なわれた不利益処分に関する説明書の交付、不服申立て、調査及び調査の結果となるべき措置に関しては、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたものに対しては、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、当該都道府県は、その者が地方事務官等として引き続き勤続した期間(その者の都道府県の職員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで地方事務官等としての在職期間に引き続いたものを含む)を当該都道府県の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

(公共職業安定所に関する経過規定)

7 この法律の施行前に、職業安定法、失業保険法、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)、国家公務員等退職手当法、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)、炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)、身体障害者雇用促進法(昭和三十三年法律第二十三号)、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)、港湾労働法

(昭和四十年法律第二百二十号)、雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)、沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号)又はこれらに基づく命令の規定により、公共職業安定所又は公共職業安定所長の行なつた認定、決定、命令その他の処分は、当該公共職業安定所又は公共職業安定所長の管轄に属していた事項について権限を有することとなつたこの法律による改正後の公共職業安定所又は公共職業安定所長の行なつた認定、決定、命令その他の処分とみなす。

8 この法律の施行前に、前項に規定する法律又は命令の規定により、公共職業安定所又は公共職業安定所長に対してなされた求職の申込みその他の手続は、当該公共職業安定所又は公共職業安定所長の管轄に属していた事項について権限を有することとなつたこの法律による改正後の公共職業安定所又は公共職業安定所長に対してなされた求職の申込みその他の手続とみなす。

9 この法律の施行の際現に公共職業安定所の業務の用に供せられていた国有の財産のうち、引き続き都道府県が設置する公共職業安定所の業務の用に供する必要があるものは、あらかじめ国と都道府県との間において協議するところに基つき、当該都道府県に無償で譲渡し、又は使用させることができるものとする。

(政令への委任)
10 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(失業保険法の一部改正)
11 失業保険法の一部を次のように改正する。
第五十一条、第五十三条第十号及び第五十四条第三号中「当該官吏」を「当該職員」に改める。
(地方財政法の一部改正)
12 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十号第九号の次に次の一号を加える。
九の二 公共職業安定所に要する経費

(緊急失業対策法の一部改正)
13 緊急失業対策法の一部を次のように改正する。

第十八条中「公共職業安定所長は、」を「公共職業安定所長は都道府県知事に対し、当該都道府県知事は」に改める。
第二十二條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
14 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。
第二条中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する職員」を「厚生省の職員」に改める。
(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)
15 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。
(任命)
第三條 審査官は、労働省の職員のうちから労働大臣が任命する。
(社会保険審査官及び社会保険審査会法及び労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)
16 この法律の施行の際現に社会保険審査官又は失業保険審査官の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、政令で定めるところにより、それぞれ、厚生省又は労働省の職員となり、この法律による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法又は労働保険審査官及び労働保険審査会法による社会保険審査官又は失業保険審査官を命ぜられたものとみなす。

17 この法律の施行前に社会保険審査官又は失業保険審査官が行なつた審査の請求の受理、審査の決定その他の手続は、この法律による改正後の

の社会保険審査官及び社会保険審査会法又は労働保険審査官及び労働保険審査会法による社会保険審査官又は失業保険審査官が行なつた審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

(厚生省設置法の一部改正)
18 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第三十八條の表の本省の項中「五〇、三四八人」を「五〇、四四七人」に、同表の合計の項中「五一、〇四三人」を「五一、一四二人」に改める。

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)
19 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を次のように改正する。
第十条の四中「就職促進指導官」を「就職促進指導員」に改める。
(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
20 炭鉱離職者臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十五條中「就職促進指導官」を「就職促進指導員」に改める。
(港灣労働法の一部改正)
21 港灣労働法の一部を次のように改正する。
第六十條を次のように改める。
(都道府県知事の権限)
第六十條 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の目的を達成するために必要な業務を行なう。

理由
地方自治法附則第八条に規定する官吏のうち健康保険等に関する事務又は職業安定等に関する事務に従事する者を都道府県の職員とするにとともに、公共職業安定所を都道府県の行政機関とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○太田議員 ただいま議題となりました地方自治法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方自治法附則第八条は、昭和二十二年に同法が制定された当時の暫定規定として、都道府県職員のうち政令で定めるところは当分の間これを官吏とする、と規定しております。このため、都道府県職員のうち、職業安定、社会保険、国民年金の業務に従事する職員、いわゆる国費職員は、同法の規定を受け、国家公務員たる身分のまま今日に至っております。したがって、現在、都道府県職員として勤務するものの中には、国家公務員たる身分のものが混在しているわけであり、これが、こうした事情は、都道府県知事の指揮監督権にもかかわる重要問題を提起しております。すなわち、地方自治法附則第八条の政令事務に携わる職員は、彼らが実質的には都道府県職員であるにもかかわらず、身分上は国家公務員であるため都道府県知事の指揮監督を受け、人事と給与については、国の指揮監督を受けるという、複雑な立場に置かれていたのが現実であり、たとえば、公共職業安定所は現在職業安定法により国の機関として全国各地に設置されており、そこに勤務する職員はすべて国家公務員としての身分を持つものであります。これが、これに対する指揮監督は同法によりやはり都道府県知事にゆだねられております。もともと公共職業安定所の事務は、その地方の事情をより強く反映したものであることが望ましいのでありまして、この際同法を改正してこれを都道府県の機関とするにとともに、その職員も都道府県の職員とするにとともに、身分と指揮系統を一本化する必要があるものであります。こうした身分関係の混在、指揮監督系統のあいまいさは、行政上望ましくない事態発生の原因となつておるのでありまして、早急に是正されねばならぬことは当然であります。

以上のことは単に行政上の理由にとどまらず、わが国の民主主義の支柱の一つである地方自治の

充実という見地から見ても、この是正が必要と思われるのであります。また、このことは、すでに昭和三十九年の臨時行政調査会の答申をはじめ、四十年には地方制度調査会、四十一年には行政監理委員会の答申によっても、それぞれ強く指摘されているところであります。

以上が、本法律案提案の理由であります。

次に法律案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一に、地方自治法附則第八条に基づく政令事務の範囲を、道路運送法、道路運送車両法等の施行に関する事務に限定いたしました。

第二に、現在の公共職業安定所を都道府県の機関とすることいたしました。

第三に、この法律の施行に際して、新たに都道府県職員として受ける俸給が、従来の国家公務員としての給与を下回る場合には、都道府県は、調整のための手当を支給すべきものとしたしました。

第四に、社会保険審査官及び失業保険審査官につきましては、審査事務が各都道府県で異なることは望ましくありませんので、従来どおり国家公務員とすることいたしました。

なお、本法律案は、昭和四十三年四月一日より施行することとしております。

以上、この法律案の趣旨及び内容の概略を申し述べました。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いたしますことをお願いする次第であります。

○亀山委員長 本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○亀山委員長 住居表示に関する法律の一部を改正する法律案起草の件につきまして議事を進めます。

本件につきましては、かねて各党間で、また理事会等において協議が続けられ、検討されたのでありますが、その結果に基づき、岡崎英城君か

ら、お手元に配付いたしてありますとおり、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案を本委員会提出の法律案として決定すべしとの提案がなされております。この際、その趣旨について説明を求めます。岡崎英城君。

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案

住居表示に関する法律の一部を改正する法律

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（町又は字の区域の合理化等）

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。この場合において、町又は字の名称をあらたに定めるときは、できるだけ従来の名称に準拠するとともに、読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

（町又は字の区域の新設等の手続の特例）

第五条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十

日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができ。

3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見を聞いた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。

8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

第七條中「住居表示の実施」の下に「並びに第四条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止」を加える。

第十條第二項中「第五条の下に」、第五条の二を加え、同条に次の一項を加える。

3 自治大臣は、この法律の施行に必要があるとき、都道府県知事に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができ。

本則中第十二條の次に次の一条を加える。
（政令への委任）

第十三条 この法律の施行に必要事項は、政令で定める。

附則第二項を次のように改める。

（住居表示の実施に関する経過規定）

2 市町村は、従前のならわしによる住居の表示が住民の日常生活に不便を与えている市街地である区域について、すみやかにこの法律の規定による住居表示を実施するように努めなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）

2 この法律による改正後の住居表示に関する法律（以下「新法」という。）第五条の二の規定は、この法律の施行の際すでに議案を議会に提出してある町又は字の区域の新設等に関する処分については、適用しない。
（町又は字の区域の新設等の処分に関する経過規定）

3 都道府県知事は、この法律による改正前の住居表示に関する法律により住居表示の実施のために行なわれた町又は字の区域の新設等に関する処分地方自治法第二百六十条第二項の規定による告示がなされたものについて、新法第五条の規定又は同法第十二条の規定により自治大臣が定めた技術的基準に適合していないものがあるとき、当該告示がなされた日（当該告示がこの法律施行の前になされた場合にあつては、この法律施行の日）から六月以内に、市町村長に対し、当該処分は正のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 前項の求めに係る町又は字の区域の新設等の処分に関する市町村の議会の議決については、新法第五条の二第六項の規定を準用する。

理由

住居表示の実施に当たっては、街区方式による

場合は不合理な区域をできるだけ合理的なものにし、新名称はできるだけ従来の名称によることとする。同時に、関係区域内の住民の意思をできるだけ反映させるため特別の手続を新たに設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○岡崎委員 お手元にお配りしてあり、まず案文は、先般各党間及び理事会等においてそれぞれ検討を続けておりましたところ、このほど意見の一致を見るに至ったものであります。

本案は、各党の合意による成案でありますので、国会法第五十条の二の規定により、本委員会提出の法律案とし、その成立を希望いたします次第であります。

その立案の趣旨及び内容の概要につきまして、便宜私から御説明いたします。

まず、法律案の全文であります。これはお手元に配付してあります印刷物によることとし、朗読を省略させていただきます。

次に、法律案を立案した理由を申し上げます。御承知のように、住居表示に関する法律は、昭和三十七年五月六日、第四十国会で成立し、同年五月十日公布、即日施行されて今日に至っております。

この法律は、町名地番の混乱に基づく各種の障害を解消するとともに、市街地における住居の表示の合理的な制度を定めることを目的とするものであります。現在、市町村においては、市街地である区域について住居表示の実施が進められており、当初完了の目標とされておりました本年三月三十一日までにその実施計画のほぼ四〇％が完了を見ている次第であります。ところが、これまでの実施状況を見ますと、住々にして町の区域の全面的な変更のなされるきらいがあるのみならず、町の名称につきましても、従来の町の名称と縁もゆかりもない画一的な名称をつけられることが間々あり、このため各地区で住民感情を傷つ

け、また、由緒ある町名の消滅を招くため、関係住民はもとより、世の識者からも批判を受ける事例が少なくないのであります。

そこで、このような事態を改善するため、住居表示の実施のための町または字の区域の変更にあつては、できるだけ従来の区域及び名称を尊重するものとする。同時に、住民の意思を尊重しつつ慎重に行なうよう手続を整備しようとするものであります。

次に、本案の内容について御説明いたします。以上のような趣旨に基づきまして、第一に、住居表示の実施に伴う町または字の区域の合理化につきましても、街区方式により住居表示を実施することが不合理なものに限って行なうものであることを明らかにするとともに、新たに町または字の名称を定めるときは、ただ単に読みやすく簡明なものにするというだけでなく、できるだけ従来の名称に準拠すべきこととしております。

第二に、市区町村長が、住居表示の実施のため、町もしくは字の区域またはその名称の変更について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめその案を公示することとし、これに対し、異議のある者は、公示の日から三十日以内にその処分にかかる町または字の区域内に住所を有する者の五十人以上の連署をもってその案に対する変更の請求をすることができるようとしております。そして、この変更の請求があつた場合において、市区町村長は町または字の区域または名称の変更に関する議案を議会に提出するときはその請求書を添えなければならぬものとし、その場合には、市区町村長の議会は、公聴会を開いて関係住民から意見を聞かなければならぬものとしております。

第三は、改正法の施行前に行なわれた町もしくは字の区域または、その名称の変更にあたりましても、改正法施行の日から六ヶ月以内に限り、都道府県知事が改正後の法律の趣旨に適合していないものがあると認めるときは、市区町村長に対し、当該処分は正のため必要な措置を講ずべきことを求めることができることとしております。

また、この請求に基づく町または字の区域の変更等の処分に関する議会の議決にあたりましては、当該処分にかかる区域の住民から意見を聞くため公聴会を開くこととしております。

このほか、住居表示の実施の状況にかんがみ、その円滑な推進をはかるため、所要の規定を整備することとしております。

以上がこの法律案の立案の趣旨及びその内容の概要であります。

何とぞ全会一致御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○龜山委員長 本件につきましては別に御発言もないようでありますので、おはかりいたします。

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案の起草の件につきましては、お手元に配付する法律案の起案の案文と決定し、これを本委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○龜山委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

○龜山委員長 次に、内閣提出にかかる道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際、おはかりいたします。最高裁判所長官の指定した代理者の最高裁判所事務総局刑事局長佐藤千速君、同じく家庭局長細江秀雄君から、本案について、本日出席説明の要求があります。これを承認するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○龜山委員長 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

なお、最高裁判所から出席の両局長からの説明は、委員の質疑に対する答弁という形で聴取いたします。

これより質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。古屋幸君。

○古屋委員 私は、提案の道交法におきまする反則通告制度につきまして二、三お伺いしたいのであります。第一は、通告制度の非適用対象の少年の問題についてお伺いしたいと思ひます。

交通反則制度の適用対象を運転免許保有者に限っておりますのは、私はそれはそれなりに意味があると思ひますが、免許を持っており、かつ全部について適用しない、免許は持っているが、少年については適用しないこととしておるのでございしますが、これはどう理由によるものでございしますが、その点を伺ひたい。それから、少年の違反件数、全体との数字の関係について、まず数字の点を御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木（光）政府委員 少年にかかると車両等の道路交通違反の件数について、私から御説明申し上げたいと思ひますが、昭和四十一年の件数を申し上げますと、少年を含めた全件数は四百六十一万九千六百四十四件でございします。そのうち少年の道交法違反として送致した件数は七十六万六千二百八十二件でございします。

○古屋委員 もう一つ数字をお伺ひたい。いまの四十一年度に少年の送致件数というのは四百六十一万のうち七十六万ということですが、この七十六万のうちには、今回の反則行為、いわゆる定型化されたこの数字はどのくらい入つておりましたか。成人の場合には七割と言われておるのでありますが、概略的にどの程度あるとお考えになりますか。警察庁からその点を伺つておきたいと思ひます。

○鈴木（光）政府委員 少年の場合には無免許の違反が非常に多いのでございします。七〇％よりは若干下回ると思ひます。

○古屋委員 わかりました。それでは、先ほど申し上げましたように、免許を有する者全部について適用しないで、免許を持っていても少年については反則通告制度を適用しないということにございします。その理由について御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木(光)政府委員 御承知のように、少年の違反事件につきましても、今回の交通反則通告制度を適用することについて、私どもも検討したわけでありまして、いろいろ検討したわけでございます。けれども、少年法の改正の問題を別途法務省を中心に検討されておりまして、それから現在の少年法のもとで、この制度を直ちに少年に適用するということになりますと、いろいろ問題もございまして、今回は少年につきましてもこの制度を適用しないということにいたしまして、今後関係各省と十分協議を遂げた上で、少年についても将来適用してまいりたいという考え方で、今回は制度から除外した次第であります。

○古屋委員 関係機関と協議をして次の機会から実施するというところでございしますが、私も聞いておりますと、昨年五月警察庁から試案の発表があり、昨年九月警察庁において要綱案というものができておりますが、その発表されたものを見ても、適用少年の範囲という点につきましても、やはり少年全部、あるいは少年の免許所有者には適用するという点になっておりまして、その間、関係機関と、発表されて一年近くでありますので、十分協議する時間はあったと思えますが、少年の点についてどういふような検討をされましたか、また今後検討しなければならぬという点はどういう点でありますか、警察庁と最高裁判所のほうへお伺いしたいと思います。

○新井政府委員 ただいま交通局長からお答え申し上げたような趣旨でございますが、お尋ねのように、最初は少年にも適用したほうがよくはないかということで、試案をつくって各方面の御意見を伺ったのであります。その際、少年に適用したほうがよいという考え方も、すべきでないという考え方も、両方ございしましたが、いろいろわれわれのほうも検討いたしました結果、少年法の問題が法務省あるいは最高裁で問題になりまして、それを改正しようという方向が打ち出されておりますので、それがまだ決着がついていないということの一つの事実であり、もう一つは、それが決着を

いたしませんと、ただいま申し上げましたように、交通違反として取り締まりをした者の半分くらいが反則行為になり、半分近くがそれ以外の行為になる。そういたしますと、それ以外の行為のほうは、いまの少年の取り扱ひの実態からいって、むしろ不処分、不開始というものになって、反則行為のほうはきちっと処断されるということでは、たいへん均衡を来たすのじやないかというふうなことを考えまして、この際はそういう少年法の改正が議題にのぼっておられる際でもあるので、その行くえを見てからやるほうがしかるべしであるということと結論をつけた次第でございます。

○細江最高裁判所長官代理者 反則金通告制度を少年からはずす理由につきましても、ただいま警察庁長官からお話があったわけでございます。私もいろいろこの問題について検討してみたわけでございますが、大体この反則金制度の立法趣旨と申しますか、根本精神と申しますか、これはやはり大量事件の手續を迅速にするという点、それから第二番目には刑罰効果を維持する。いわゆる大量の交通違反者に対して罰金を科するということになれば、その刑罰効果はそれだけ減ずるわけでありまして、一億総前科を招くことを防ぐという意味合いもあるというふうに承っております。しかし、少年に対してはたしてそれを適用していいかどうかという問題でございますが、実は、一体少年の道路交通違反は少年法の適用から除外したらいのだから議論も数年前あったやうに聞いております。しかし、少年の道路交通違反事件をいろいろ実態調査いたしてみますと、少年が交通違反を犯したという原因なんかも、いろいろ複雑な原因がございまして、したがって少年に対するそういうふうな原因を取り除かなければ、やはり将来の交通秩序の維持、いわゆる交通安全確保という点、並びに少年の再犯防止という点にはあまり効果がないんじゃないか。したがって、少年に対しては教育的な処遇を講じたほうがむしろ交通安全維持のためにいいのではないのかという

ふうな考えを私も持っております。まず、私どもが基本的には少年を含めることに付いて疑問に思っています点は、少年の、先ほど申しました違反原因は種々さまざまございまして、そういうふうな違反原因を問わず一律に定額の反則金を納付させるということは、ほんとうの意味の違反原因の解消にはならない。その点から、少年の交通違反の再犯防止ということと道路交通の秩序維持という目的にも沿わないのではないかと申すわけでございまして、反則金を納めるかあるいは家庭裁判所の処分を受けるかを少年の自由意思に選択させるということは、法律的にもまた刑事政策的にも疑問があるんじゃないかというふうに考えておるわけでありまして、

まず、法律上の疑問点といたしましては、この反則金の性格という点については、私ども実はまだはっきりとつまびらかにしておらないわけでございます。しかし、この反則金を納めるかどうかという点の法律的效果を本人の意思に選択させるという点になりますと、二十歳未満の少年は、現在民法のたてまえから申しますと親権に服しておるわけですが、したがって、完全な法律行為能力を有しておらないわけでございます。こういうふうな行為能力を欠くところの少年に対して、反則金を納めるかあるいは家庭裁判所の処分を受けるかという点を選択させることは、はたして法律上の疑問点があるわけではございません。むしろ法律上の疑問点があるわけではございません。また、刑事政策上から見ましても一つの弊害が出てまいるわけでございます。それは、ただいま警察庁長官からお話ございましたように、本制度の適用を受けることによって、たとえば非行前歴もあり、家庭裁判所におけるところの教育処遇が必要であるという累犯少年、そういうものが反則金を納めて家庭裁判所における教育処遇を回避し、そうしてむしろ初犯者というふうな軽いものが反則金を納めないで家庭裁判所に送られてくるということをやりますと、これはや

はり道路交通の安全を確保するという意味においてはマイナスではないかというふうな考えを持っております。また、そのほか先ほど来お話しございましたように、少年法との関連におきましても幾多の疑問が出てまいるわけでありまして、特にこの反則金制度というものは、軽微な違反行為を対象としておることとございまして、軽微な違反行為は、道路交通法上は主として罰金刑が科せられておるわけでございます。ところが少年に対しては、罰金刑を科せられた事件については検察官送致が許されない、いわゆる罰金が取れないという少年に対しては反則金を取るというふうなことはいかがなものであろうかというふうな疑問点、そのほか、少年法と関連しましてかなり疑問点があるわけでございます。これらの疑問点は、将来少年法改正の際に検討していくべき問題点でないかというふうに現在のところ私どもは考えております。

○古屋委員 ただいまの御説明につきまして、私の意見等ははいずれ申し上げますが、この家庭裁判所の処分状況につきましても、数学的にひとつお知らせを願いたいと思えます。

○細江最高裁判所長官代理者 いまお尋ねの点を申し上げる前に、大体家庭裁判所は道路交通違反事件に対して、どういふふうな基本的な態度で処遇しておるかという点を申し上げたいと思えます。申すまでもなく、家庭裁判所における交通違反少年の処遇は、事故防止、いわゆる交通安全確保ということ、並びに少年の再犯防止という観点から、最も効果的な処遇を行なっておるわけでございます。

少年は、御承知のとおり非常に教育の可能性に富んだ人々でございます。したがって、そういうふうな教育可能性に富んだ少年に対しては、教育処遇を施すことが再犯防止に最も適当であると考えて処分しておるわけでありまして、

その処分の概況につきましては、まず四十年程度の分について申しますと、実は私どものほうで既

第一類第二号 地方行政委員会議録第三十二

昭和四十二年七月六日

10

七

そのほかに、交通訓練所に、宿泊訓練を実施しております。これは業務上過失を犯した者とあたるいは累犯率の高い違反者を対象にいたしまして、二泊三日間埼玉県青少年補導協会に少年を預けまして、そこでやはり先ほど申しましたようないろいろな講習を施しておるわけでございます。

料とされることが適當ではないかと思うのですけれども、御意見をその点お伺いしたいと思います。○細江最高裁判所長官代理者 ただいま古屋委員のお説、私も全く同感でございます。なるべくならばそういうふうな社会資源を活用してやるべきではないか。むしろ将来は少年法を改正して、外国の少年法なんかにございますようないいわる受審

すと、一つの考え方は、運転免許の付与につきま
しては、年齢制限以外に特段のおとなと子供と区
別がないわけでありますから、免許を付与されな
少年は、その範囲においては成人と同様の社会的
責任がある。同時に、ただいまお伺いしましたよ
うに、免許保有少年の違反事件というものはす
ます非常にふえておる、非常に大量である。一方

○細江最高裁判所長官代理者 ただいまの御意見

は私どももよく耳にするわけでございます。いわゆる少年に対して免許証を与えた以上、おとなと同じように取り扱うのが本来ではないかという御意見でございまして、私どももまことにございします。しかし少年に対して免許証を与えたのではありません、少年をおとなと見て免許証を与えたわけではないわけでございます。したがって、その免許証を与えた少年が違反行為あるいは事故を起こした場合は、それに対して免許を取り消すというのが本来の筋じゃないかと思ひます。それをおとなと同じように刑罰を科するということは、むしろ私としては筋が違ふのでないかというふうに考へておるわけでございます。たとえば外国なんかでは、少年運転免許証というものがあつて聞いております。そういうふうな場合と同じように、日本も少年に対する運転免許を与えるのはおとなと見て与えたわけじゃなくて、まず身体あるいは知能の成熟度から見て、これならば運転はさしても

いいだろうというところから運転免許をお与えになるのではないかとお聞きでございます。したがって運転免許を与えた条件に反するという場合には、それを取り消すということが最も適当な方法ではないか。たとえば外国の立法例なんかを見ますと、現在日本では運転免許の取り消し変更は公安委員会の権限になっておりますが、しかしフランスにいたしましても西ドイツにいたしましてもあるいはイギリスにいたしましても、運転免許の取り消し変更というものをやはり裁判の審判段階でやっておるところがあるわけでございます。したがってその制裁としては、運転免許の取り消し変更が一番有効なものじゃないかというふうに考えております。

○古屋委員 ただいまの御意見、外国の立法例等も聞いたのでありますが、現実にはそういうような少年の交通違反というものが非常にふえておる。しかも家裁のほうも非常に忙しんでいる場合、何とかこれを行政的措置をとるべきであると私は考えているのですが、お伺いしたいのは、この制度と類似しておりますが、国税犯則を取り締まるための取り締まり法上の通告処分、これが少年にも適用があるわけですが、これとの不均衡とか、そういう点についていかにお考えになりますか、その点をお伺いしたいと思います。

○細江最高裁判所長官代理者 仰せのとおりでございます。国税犯則の通告制度と今度の交通反則金制度というものは、やや類似した制度でございます。国税の犯則の問題は少年に適用があるというふうな御意見でありましたが、実は私どものほうにそういう事件がまだ多いとおらないわけでございます。

○古屋委員 この問題につきましては、結局件数的に多いからこそ何らかの簡易手続を設けようとしておるのが反則金通告制だと思えますが、件数が非常に多いということは、むしろこの制度を少年にも適用すべき現実ではないかと私は考えまして、反則金制度から少年を除外するという、いろいろの教育的理由はあるにいたしまして、現実

の状況から見ていろいろ検討をこれから要するといわれておりますが、検討するのには、一年では検討ができなかったわけでありまして、私は講習とかそういう問題は別途考えるべき、これに関連した問題でありまして、反則金通告制度から少年を除外するという現状は、いまの交通の違反状況、交通の状況等からいたしましては、何らか再検討すべきではないかという考えを持っておりますので、最後に、この点につきまして最高裁並びに警察庁から御意見を承りたいと思っております。

○細江最高裁判所長官代理者 その点につきましては、ごもっともだと思っております。その点につきましては、私も昨年の十月、少年法改正に関する意見書というものを発表しております。その中で、当面の課題というところで、いわゆる年少非行者の対策、それからもう一つ、道路交通違反少年の対策というものを打ち出しておるわけでありまして。それで、この中にいろいろな保護処分の多様化の問題を提起してまいっております。私も、少年の大量な交通違反事件を迅速に、しかも適切に処理するという必要性は十分感じておるわけでございます。この問題は、やはり先ほど警察庁長官からお話ございましたとおり、少年法改正と関連して、十分検討していただくべき問題であろうかと考えております。

○新井政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、われわれも、一度は反則行為の対象に乗せるべきものだというふうに考えたのでありますけれども、いろいろ先ほど申し上げたような理由がありまして、この際は断念をいたしまして、将来の問題としては、十分考慮すべき問題だと考えております。

○古屋委員 これは私の意見でございますが、将来何年間解決するか、いろいろ御検討に時間がかかると思えますが、現在の交通の実態からいたしまして、早急に措置をとらなければならぬ問題であると、意見を申しまして、この問題に対する質問を終わりますが、一、二お許しを得まして、御質問いたしたいと思います。

まず、警察庁に御質問いたしますが、たびたび出ておる取り締まり警察官の問題についての教養の問題、訓練の問題等につきまして、告知をするのは第一線警察官がやると思うのでありまして、警察官の第一線の判断による。したがって、その判断をするにあたりましては、教養、あるいは非常な親切を持って、件数主義におちいらない、あるいは権力主義にならない、行き過ぎにならないように努力すべきことは当然であると思っておりますが、現在、現場指導、警告で済ますものがあるが、これと反則通告の対象行為との関係、今度全部通告制にするか、軽微なものは、どこを境として、いままでもどお説諭といいますが、そういうことでやらせるか、そのボーダーラインについての考え方を伺いたいと思っております。

○新井政府委員 この間もちよっとそういうお尋ねがありまして、触れたつもりでございますが、違反は、大体大ざっぱに申しますと、警察官が取り締まっておるのは一千万件でございます。そのうち五百万件は、お尋ねのような現場の説諭で済ましておられますので、五百万件足らずを立件送致しておるといふ現状でございます。お尋ねのように、いままでも現場説諭で済ましておるものも告知してしまおうというつもりは毛頭ございません。いままでも同様、むしろそれよりきびしく立件送致の範囲を限るべきものだというふうにすら考えております。

それでは、現場で警察官の恣意的な判断でやっておるかとお申しますと、各府県に一応統一的な基準を示しまして、各府県の本部長が自分の管内の違反の状況を勘案いたしまして、相当具体的な基準をきめてやっております。それも今後さらに十分検討いたしまして、実状に即するようにいたしまして、御心配いただくような、今度できたならば、何でもかんでも反則行為に乘せて告知してしまおうというようなことは毛頭ないようにいたしたいと思っております。また告知行為そのものも、法律的な行為としては新しいのでありますけれども、現在、いわゆる切符制度と称せられるものを実施

しております。現在取り締まりをしておるものも非常に簡単な送致手続に乘せてやっております。それが今度、告知の書類というものに変わるという程度でありまして、いままでも、手続的にも実質的にもほとんど変わりなくやれると思っておりますし、やるつもりでございます。

○古屋委員 その点につきまして、警察庁の御意見はよくわかりましたが、これは若干事務的になるかもしれませんが、反則行為をやりましたときには、免許証には何もそのことを記載しないのでございまして、それを伺いたい。というのには、非常に理屈的になるかもしれないが、反則行為ばかり、軽いものばかり五回繰り返した、あるところまでや、あるところまでや、こういう場合は、これは全然知るべくもないということで、金さえ納めればそれでいいわけではございませんか。そういう反則行為というふうなものを数回繰り返すというふうなことに對しては何も考えられていないわけではございませんか。

○鈴木(光)政府委員 免許証に記載いたしますのは、行政処分歴を記載いたすことになっております。反則行為につきましては、免許証に記載いたすことはいたしておりません。したがって、反則行為が積み重なったとして、行政処分が下されれば、行政処分のときに免許証に書かれるということになると思っております。

○古屋委員 それに関連して、たとえば違反行為と本人の居住地の関係が、他県である場合が相当あるわけですね。こういう場合は、居住地の警察官等は何も知らない場合が実際問題としてあるわけですね。そういうような場合、つまり、住所地の警察官は何もそのことは知るべくもない。それから、所定の金融機関等に納めるといふのが、たとえば、金を納めるために、居住地から非常に遠い金融機関、あるいは相手の、行為地の金融機関まで行かねばならぬ。こうして、たとえば通告の場合、出頭する場合には、県が違う場合には、普通どこへ出頭するか。何かそういう便宜的な方策というものはお考えになつていないのでし

うか。

○鈴木(光)政府委員 告知並びに通告は、原則として、それから通告するのは、行為地の警察官が告知し、それから通告するのは、行為地の通告した警察官の所属警察本部長でございませう。反則金を納付する段階になりますと、仮納付制度と本納付と二つございませうが、仮納付の場合には、全国一律の金融機関でもこれを取り扱うということになります。それから、通告のために出頭してきた場合、その通告に従って反則金を納めるという場合には、おそらくもよりのところで納付するということになるかと思ひますが、いかなる場所でも納めてもけっこうだと思ひます。

○古澤委員 いろいろお伺いしましたが、最後に、時間がいまいせんので、財政当局に、自治省にお伺いしたいと思ひます。

交通安全対策の特別交付金の問題でございませうが、これは地方自治体が単独事業として行なう交通安全施設の設置費用に充てることになっておるのでありますが、ややもすると、国の補助事業費の不足というために、これに充てる、こういうふうなことがあると、この法律の趣旨に反すると思ひます。そこで私が伺いたいのは、大体どのくらいの金額を予想されておられますか。そして、それは都道府県及び市町村へ交付するといつておられますが、都道府県と市町村の割合はどの程度であるかという点が第二点。

それから第三点は、政令で定める一定の基準により交付するものでありますが、たとえばどのようなものを予想しておるか。たとえば、いま、消防自動車といひますが、救急業務というようなことがございませうが、こういう面には予想されているかどうか。

それから第四点は、交通安全施設の単独事業として、設置計画を地方で策定する上には、適当な機会においてこれを内示する必要があると思ひますが、それは大体いつごろ府県、市町村に内示されることになっておるか、大体そういう点についてお伺いをしたいと思ひます。

昭和四十二年七月六日

○鎌田説明員 まず、反則金をもってこの交通安全対策特別交付金ということで交付するわけでございませうが、この総額の推定でございませうけれども、おおむね、昭和四十年年度あるいは四十一年度あたりの実績からいまして、平年度百三十六億円程度に相なるのではないかと見込んでおります。それから第二点でございませうが、道府県と市町村との割合は、大体道府県二、市町村一という割合を現在考えておるわけでございませう。と申しますのは、対象事業の中で、御案内のとおり道路管理者が行ないますものと、それから公安委員会が行なうものとあるわけでございませうが、この公安委員会の行ないますものが大体全体の七〇程度であらう。その残りの三〇に相当するものをどういう基準で分けるかという問題も、今後政令で定めるわけでございませうけれども、最も相関度が高く客観的に取れると思ひます事故発生件数を道路種別で見ますと、おおむね三分の一程度は市町村長の管理する道路の上で発生をしておる。残りの三分の二が道府県知事の管理する道路の上で発生をしておる。こういうことを勘案いたしまして大体二対一、こういう割合を考えておるわけでございませう。

それから対象でございませうが、対象は道路交通安全施設ということに相なっておりますわけでございまして、現在最も緊急に整備を要するものから考えてまいりますと、たとえば横断歩道橋でございませうとか、あるいは信号機でございませうとか、あるいは道路標識、ガードレール、こういうたような事故を未然に防ぐ施設、こういう施設が一番重点でやるべきではないだろうか。御指摘になりました救急業務の点につきましては、施設という関係からいまして、救急車というものはこれに含めてまいりたい。なお詳細は関係各省とも相談をいたしたいと考えておる次第でございませう。

それから第四点でございませうが、結局補助事業を直轄事業に充てられないわけでございませうので、どういふものがこの対象として取り上げられるかという点につきましては、この法律の成立と

相まちましてすみやかに政令を制定いたしましたので、地方団体に示してやりたい。それによっておのずからまた各団体の計画を立てて、その報告というものもとってみたいではないかというふうに考えておる次第でございませう。

○鳥山委員 門司君。

○門司委員 最初に、私は、この法の内容に入る前に少し聞きたいのですが、大臣いつごろまでおいでですか。

○藤枝國務大臣 十二時半ごろまではおります。

○門司委員 それでは大臣の御都合があるようです。から、大臣に先に二、三の法案に關係する部分についてお聞きをしておきたいと思ひます。

この中で、改正によつて非常に大きく変わつてこようと思はれるのが、現在、運転手の免許の取り消しあるいは長期間の停止等に対しては、公安委員会がこれを処置することになっておる。このことについて、これを警察本部長に移管する、こういうことには内容が書いてありますが、このことはいいか悪いかということでありませう。一体どうした理由でこれを本部長に移さなければならぬか。いわゆるきわめて民主的な制度としてこしらへた公安委員会、しかも運転手の身分というものは運転免許というものが生命線である。これを取らねばならぬ家族の者でもだれでも代理することはできない。商店その他と全然違ふのだから、本人自身でなければやれない仕事である。この種の業態はお医者さんと弁護士さんがございませうが、これにしても代理でやればやれないわけではない。お医者さん等は、病院の院長になれば、何もお医者さんでなくてもいいんだから、経営はできるはずである。ところが、最も弱い立場にある運転手の職業をある意味においては奪うという、このことが公安委員会の手から警察本部長に移るといふことは、私は民主主義の今日の行政に対する逆行だと思ひます。これが単に警察庁の説明のように、事件が非常に多いからこうして簡単にやるのだというふうになりませうと、運転手の持つておる生活権というものが簡単に奪われるということ、ただ事件が

多いからこうするのだという理屈だけで、これを本部長に譲るべきではないと私は考えておるんだが、この点に対する大臣の見解をひとつ聞いておきたい。

○藤枝國務大臣 確かに運転免許の取り消しあるいは停止ということとは、その運転者のいふ生活にかゝる問題でございまして、非常に重要なことだと思ひます。ただ今回改正をいたしましたのは、しばしば説明を申し上げたと思ひますが、非常に大量にこうしたことが起こり、そのために非常勤である公安委員会ではなかなかさばき切れないうこととございませうので、警察本部長にこれを委任をいたしましたわけでございませうが、運転者の十分な疎明と申しますか、弁解の余地を十分与へまして、しかも、都道府県の警察の最高責任者である本部長みづからこれをやるというふうなことにございまして、一方において運転者の生活権の擁護というものは十分はかりながら、しかも多量に発生してこの種の問題についての処理を迅速にするというところでやつたわけでございまして、確かに一面において、門司さんが指摘されるような運転者の生活の問題でございませうので、いろいろ問題もあるかと思ひますが、この処理にあたりましては、ただいま私が申し上げましたようなことを十分考慮して善処するように警察本部長には徹底をいたしたいと考えております。

○門司委員 今度刑法の一部改正が行なわれて、そうしてこれが運転者に関する犯罪——犯罪というか、違法行為がある程度刑事罰という形で法の体系が変わることになるかと思ひます。そう考えてまいりますと、この中で、運転者にとつて運転免許を取り消されるというふうな事故が起こりました場合には、これは大体刑法に直ちにひつかかる事件が、これに該当する事件だと私は考えられます。そういたしますと、私は現在の運転者の免許証を取り上げるといふことについては、これは交通裁判所というものが新たにこしらへられて、そうしていま自動車の数は非常に多いのでありますから、運転免許を持つた対象者とい

うのはたくさんあるのでありますから、普通の事件とは違ってこれらのものを、多くの対象者があり、しかも生活の最も根拠である免許証を取り上げるということについては、国はやはり交通裁判所というものを設けて、そうして疎明の時間を十分に与える。さらに弁護士その他のやり方に定められた保護をしてあげることが、私は当然だと考える。ところが、逆に交通裁判所というところではこれが裁判をされない。憲法の三十一条に、日本の国民はすべて法の手続によらなければ刑罰を受けないということが書いてある。しかし、こういう法ができたから、これも法だから、悪法であっても法だから、こういう法律をこしらえたから、この法の手続でいいんだといえればそれはそれまでかもしれない。しかし、憲法の三十一条が規定したしておりますことは、日本の国民の基本的権利と同時に——やはり基本的権利ということ、それは直接生活につながるものである。この運転者の一番大事な免許証が安易に取り消しあるいは長期の停止ができるようなこの法改正というものについて、私はどう考えても納得がいけない。これは新たに交通裁判所なりその他をこしらえて、そうしてそこで十分の審議をするというなら、これはわかる。さっき申し上げましたお医者さんにいたしましたも弁護士さんにいたしましたも、こういうごく簡単なことで免許証を取り上げていくわけじゃないでしょう。少なくとも国民の生活を奪うということとは行き過ぎかもしれないが、一時停止させる問題でございまして、これはぜひここで——いまお話しのように事件が非常に多過ぎる。なるほど事件の件数を数えてみますと、これはとても監視なり一つの公安委員会が毎日やっておいても間に合わないということがあるかもしれない。だとするならば、私は新しい交通関係に対する裁判所なり何なりを設けて、そうしてやはり国民の生活権というものは十分に守られるという処置が当然とらるべきであるというように考えるのであります。交通事故をなくするということが

けに頭がいってしまつて、そしてただ取り締まりさえきびしくすれば、それで交通事故がなくなると思えたら非常に大きな間違いである。やはり運転者自身が自覚し、自身が反則をしないというところにならなければ、いつまでたっても厳罰主義だけでは私は交通事故はなくなると思えない。したがってこの法の改正は、言いかえれば、血も涙もないという少し言い過ぎになるかもしれないが、もう少し法のよってきたるこの問題について考慮を払っていただきたいと思ひます。

そこで、最高裁からおいでになっております。これは刑事局長さんの所管ではないと思ひますが、しかし幸い、幸いという悪いんだが、刑法の改正によつてもこういう問題が取り扱われるようになろうかと思ひますので、お尋ねをいたしておきます。

いま申し上げましたように、この法の改正がその面を非常に安易に取り扱うようになつておることについての最高裁としての御意見を伺わしていただくことができれば非常に幸ひに思ひます。私は申し上げましたように、新たに交通裁判所等を設置して、そうしてこの種の問題には当たるというようにすることが必要ではないかと考えております。

○佐藤最高裁判所長官代理者 ただいまの御質問の点は、免許証の停止、取り消しの関係でございまして、先づか、それだけで済みます。

○門司委員 それだけで済みます。

○佐藤最高裁判所長官代理者 道路交通法の百四條を見ますと、取り消し及び停止の処分につきまして聴聞の機会が与えられる、そういう法の手当てができておると考えるのでございまして、裁判所との関係におきまして、この処分に対して行政訴訟によるところの処分の取り消しの請求ができるのではなからうかと思ひますのでございまして、その点につきまして事例等を調べておりますので、そうなりますと行政のはうの所管でもございまして、資料等も手元に持っておりますので、一応この程度お答えさせていただきますと思ひます。

います。

○門司委員 やはりこの改正法を見ましても、たとえば反則金に不服があれば行政裁判を起すこともできましようし、私は行政訴訟もやれると思ひます。しかし運転者というものは非常に弱いのですから、資力も持っておりませんし、同時に、長い間訴訟にかかるといふようなこともなかなか耐えられない処分であります。したがって私は最初から民主的にできておる公安委員会これが処置できないのなら、当然ひとつ裁判所でこの取り消しをするといふことにしないと、他のさつき申し上げました自由業をやつておる諸君の免許の取り消しとの間に非常に大きな相違が出てきはしないかと思ひます。運転手というものをいかに軽く考へておいてなるようですけれども、自分たちの運転免許証というものは生命と家族を養つていく唯一の財産であり、唯一の自分の持つておる仕事上の一つの社会的地位という当てはまるかどうかかわかりませんが、いわゆる社会的地位の一つであることに間違ひがないのであります。これを取り上げることを、こういうきわめて安易にされることについては、私は非常に遺憾であつて、いまの最高裁の刑事局長のお話も、これはもう少し私ははつきりしたことを聞きたかつたのであります。それが、それぐらゐいしかならないことになりまして、運転手の身分というものはこれほどあります。この点は何かこちらでやれない、数が多いからやれないといふならば、ほかの方法を講じて、十分疎明の機会も与え、また弁護士の機会も与えることが、私は当然なければならぬと思ひます。さつき私は答弁を聞いております。外国のほうにも、フランスにもどこにもあるといふお話をしておりましたが、私も外国で事実上交通裁判を見てもらつたといふことをやっておりますが、立ち会つて、どういふことをやっておりますかというのを知らないわけではございません。外国の例を見ましても、ちゃんと運転手はほんとうに自分の立場というものを明瞭に話しをして、そうして公正な判断を仰いでおる。私はこの機会

はぜひ、やはり警察本部長に渡すといふようなことではなくて、他の方法を講じてもらいたい。さしあたりどうにもならないといふならば、どうにもならないかもしれない。しかしその点は私も時間がございますので、これ以上お聞きをいたしません。

その次の問題として、私どもがこの法自身について問題点として考へなければなりません。これは、この法の附則に書いてある、先ほどのお話の反則金の処分問題であります。このことを一体法律に、附則でありますけれどもこれが一体書けるかどうかといふことに私は疑問があるものであります。反則金であるから罰金ではない。これも三十一条との関係は実はございまして、これも刑罰であるとするならば、三十一条が当然出てくる。そうして、それには法の手続に従わなければ、こう書いてある。これもさつき申し上げましたように、法だから法の手続に従うのだといへば、あるいはさう言えるかもしれない。しかし憲法の三十一条が示しております法の手続といふのは、私はこういう簡略なものではないと考へております。当然やはり裁判その他による公正な手続だといふように考へなければならぬと考へておる。ところが、その問題は、しかし反則金であるといふと何であらうと、取られるほうから見れば罰金であることに間違ひがないのであつて、一たん国に納めるが、それに相当するものを都道府県に割り戻しをするといふことを法律に書いておるのかどうかといふことである。私がこのことを心配いたしますのは、法の体系だけではなくて、現地のといひます。その現場における警察官に對しましては、ある程度のノルマにはならないか。これは百四十億といわれ百六十億といわれおられますが、かりにこれが百六十億といふことになりましたと、地方の自治体はこの百六十億の金を當てにしないわけにはなかなかまいりません。予算の一つの項目にならうと思ひます。反則金からくる金が幾らあるといふことが予算書に載つてくるようになったらどうなります。地方の自治体が、この金は大体こ

としてはこれぐらいくるだろう、おれのところの都道府県でやった罰金はこれぐらい納めたから、これぐらいの割り戻しがあるだろうということで、地方自治体の子算書にこれが書かれてくるということになってまいりますと、これは私は非常に大きな問題になろうかと思えます。

それよりも大事なことは、一線の警察官が、反則金制度によつて、きめられた一万五千円とか二万円とか三万円とかというのを現地で言い渡す、そういう場合に、払うほうから見ますと、そのときはすなおに払うかもしれないが、警察官とそれらの諸君との間、あるいは世間一般の通念との間の中には、必ず私はその事件というものが、悪く言えば、まだノルマがかせがないから必要素以上に罰金をかけているんじゃないかといううなことがもしあるとするならば、警察行政と民間との間に非常に大きなそごを来す。第一線の警察官というものは非常に迷惑をすると思う。第一線の警察官というものに、そういう面罵をする者はないかもしれないが、あるいはあるかもしれない。私は、このことは警察本来のたまえからいって非常に大きなマイナスになるのではないかと考えておる。罰金を国がとつて、一応大蔵省に納められて、そうして大蔵省が大蔵省としてのたまえから、これを道路交通の整備にどのくらい出し、これをたとえば交付税の中に織り込んでくるとかというようなことから、まだ幾らかカバリーができるかもしれない。しかし、この法律の中に、これは都道府県に割り戻すんだということを誓いてくると、これはまるっきり警察の請負みにたいになるのではないか。そうすると、第一線の警察官というのは非常にやりにくい。あるいは住民とも感情的に対立することになりはしませんか。私は、警察が権力だけで治安の確保ができると考えたら大間違いだと思うのですよ。この点は一体どうお考えになっておりますか。この点をひとつ。そういうことは、警察官は必ずかわいがられるようになるとお考えになりますか。私は絶対にそういうふうにならないと考えておりま

١٥

○藤枝國務大臣 第一に、この反則金の総額に相当する金額を特別交付金で出す。その配分の方法は、先ほど鎌田君からもお答えいたしましたように、客観的な基準によって配分をいたすのでございまして、その都道府県がどれだけの反則金を徴収したからというようないわゆる割り戻し的な意味は全然考えておらないわけでございます。したがって、その県で二億あると、その県にはたして二億行くかどうかということは全然関係のない、そのほかの交通事故件数でありますとか、人口集中度でありますとか、そうした客観的な基準によってやるのでございまして、徴収した反則金の額と、その都道府県等に配付される額とは、全然関係がないわけでございます。実は御承知のようにこの制度を採用するに際しまして、その途中におきましては、これを直ちに都道府県の収入にしたいらいではないかという意見もあったわけでございますが、あえてそれをしなかったのは、いま門司さんが御心配になるようなことになつてはならぬ、警察官の士気に関係するというようなこともありまして、特に国へ帰属させ、そしてそれに相当する額を別の基準によって配付をする、交付をするということにいたしました次第でございます。もちろん、いま御指摘のように、とにかく警察官は一切金銭の授受には関係をいたさせませんけれども、告知をいたしまして、一種の広い意味における制裁的なものを課するのでございいますから、そこに運転者と警察官との間のいろいろな問題が起りかねないことは、私どもも十分考えておりまして、そうしたことのないよう、に、警察官の態度等につきまして、十分運転者納得のいくような適切な態度をとるようにしてまいりたい。また、そうでなければ、この反則金制度の成果がなくなるのではないかという気持ちを持ちまして、これからも十分なそうした指導、教養に当たってまいりたいと思ひます。もちろん門司さん御指摘のとおり、交通事故対策というのは単に取り締まりを強化したり、罰金を科するこ

とだけで、できるわけではございません。むしろ警察官を含めまして、事前の指導と申しますか、運転者に対する自覚を求める、そうした指導教養ということが先行しなければならぬことは当然だと考えております。

○門司委員　ことばでは、それはどんなにきれいなことばも使えますよ。しかし、実際はそういうふうにならないですね。これは少なくとも法律に書いた以上は、これが地方にそのとおりに割り戻されるかどうかは別というようなことを言われますけれども、受け取るほうは、割り戻しのあることは事実ですから、ここに配分すると書いてあるのだから、客観的情勢がどうであらうとこうであらうと、払い戻しすることはわかっておる。そうなつてまいりますと、先ほどから申し上げておりますように、いまの地方の自治体の予算を見てごらんなさい。罰金なんていうのはどこかございしますか。これによって、反則金では予算項目の中にくるだろうというようなことは予算項目の中に

書かなければならぬ。これを交付税でやるといふまえばわかりませんが、交付税が幾らかふえるくらいにしかならないかも知れません。しかし、客観的な情勢で配分するということになれば、結局交付税でやれぬことはないでしょうけれども、非常に技術を要する問題だと私は考える。ところですが、いまのようなことでは、国の予算を見てみますと、これは国の予算は、全体から上がってくる罰金でありますから、いろいろな形で予算に書かれるかも知れない。しかし、地方の自治体がかりにもこの反則金をあてにして仕事をしなければならぬというところが最初から予算書の中にあらわれてくるというようなことは、私はどうかと思うのです。地方の自治体の過料であるとか手数料であるとかいうようなものとは、これは全然違ふんですから、自治体が条例できめたものでないののでございますから、国の法律に基づくもの、そうしてそのお金が地方の自治体に入ってくるということが法律の明文に書かれることは、これはほんとうに行き過ぎだと考えておる。これは書かなけ

によって道路整備をしていこうなんという考え方自身、私は誤りだと思ふ。だれの責任なんですか。国民の生命財産を守るといふことは国の責任なんです。これは全く今日の交通行政といふ事か、交通のこの多くの災害を防止するための財源を反則金に求めるなんといふことは、私は言語道断と考えておる。一体政府はどうしてこれをやるののですか。私は第一線の警察官に対する住民の信頼度といふは、そういうものは薄くなつて、何だ、警察官は悪いことをする、おれたち弱い者をいじめるといふ感じを持たせることは、交通行政の上からいって必ずしも得にはならないと思ふ。かてて加えて、当然国が責任をもつてやらなければならぬこの交通災害の防止に対して、運輸者の反則金を充てるといふようなことが法律に書かれるといふことになつては、これはこのままだいいんですか。これ以上大臣を責めてもどうにもならぬかもしれせんけれども、私は、佐藤さんは人間尊重だといふことを盛んに言われるけれども、どうも佐藤さんの真意は疑わしいです。ね、こうなつてくると。だから、どうしてもこの法律にこれを入れなければならぬ理由は、いまの大臣の答弁で満足するわけにまいりませんから……私の与えられておる時間もあまり長くありません。これは委員長がやかましく言つておられます。これらの問題は法律の中に書かれて、しかもさつき申し上げましたような現象が当然起こつてくる。したがつて、いま大臣としてはこれを削除する意思はございませんか。私はこれは削つてもいいと考えている。これは削るべきだと考えている。そして政府の責任は当然明らかにすべきだと考えます。政府の交通災害に対する責任が明らかでないでしよう。罰金をこちらに充てるといふのですから、財源は反則金に求めるといふのですから、これは人を愚弄したといふこと、これは行き過ぎかもしれないが、これはどこまかししたことはないと思ふのです。このお金が幸いにして多ければ、たくさんできるかもしれない。し

かし、もし少なかつたらどうするのです。やはり新設さえできないといふことになりはしませんか。そういうものでなくして、必要なものはやはり国が出すといふたてまえを私はとるべきだと思ふのです。だからこれに對してもう一度、私がいま申し上げましたように、こういうことは削れるかどうか、おやめになるかどうかといふことについて御意見をひとつこの機会に伺つておきたいと思ふのです。

○農林省大臣 もちろん交通安全施設を整備することは一面において国の責任でございまして、その点は緊急措置によりまして三カ年計画も立てておるわけでありまして、これだけでは十分ではないといふことで、さらにこれを充実しようといふわけでもございまして、しかしそれと同時に、また府県や市町村の単独事業としてやらなければならぬ仕事も相当多いわけでもございまして。したがらぬ安全施設に對するの単独事業について、その財源をある程度見ていくといふことは国の責任であると考えておるわけでもございまして、そういう意味において、この府県や市町村の単独事業である交通安全施設の問題につきましても財源を付するといふ意味の一つとしてこれを考えたわけでもございまして、もちろん他の方法があるのではな

いかにという御意見は十分わかるわけでもございまして、私も、私としては、やはりこの程度のことは国の財源付与の手段としてやつてもよろしいのではないかと考えておるわけでもございまして。

○門司委員 この程度のことはやつてもいいのではないかと云うようなことですけれども、地方の自治体は、当然、居住している者の生命及び財産を守らなければならぬといふことは、自治法の二条にはつきり書いてあります。これは地方の自治体が行なう事業であることに間違いないし、また国も責任を持たなければならぬことは当然であります。それらの施設が、もう繰り返して申し上げませんが、こういう形でその財源を得なければならぬといふことは、これは先進国としてこ

ろなところをごにございまして。あるいはあるかもしれない。あるかもしれないが、それにはいままでの長い間の経緯があつたと思ふ。ずっと従来そういうことをやつておつたところで、多少の問題が私はこの外国の例でも全然ないと言ふわけではございません。反則金制度もありましよう。しかしそれには私はいろいろな経緯があると思ふ。日本の場合はそういう経緯も何もないのである。実際はこれまでそんなことをしたこともありません。突如としてこういう一番弱い立場にある運輸者に対する反則金で整備をするといふようなことで、一体国の責任が果たせるかどうかといふことなわけです。さつきから申し上げておりましたように、国の責任はやはり国の責任でやつてもらいたい。反則金は反則金として、国の罰則あるいは罰金といふことからはやむを得ぬことでもございまして、これを私はやめるとは言わない。しかしこれの取り扱ひについては私はこういう形であつてはならないといふことを強く申し上げておきますが、これに大臣はどのような御答弁で、一向何が何だかわからぬ。こういうことは警察行政に對して非常によくない結果をもたらすものであるといふこと、第一線の警察官のことを少し考へてもらいたい。第一線の警察官はあなた方がお

へてもらつておるようなわけにいかない、多くの大衆を相手にしているものであります。そうして多くの国民の前にみずから仕事をしておる。それらの諸君が、こういうことを使えば、これはあまりいいことばやありませんが、かりに反則金で罰金幾らだといふことを法律に従つて言ふ、そういうことを言われております。ある一種のノルマですから、これは予定されておる金額があるのです。こういうことで警察行政はどう考へても満足に行なへぬと私は考へる。そこで、第一線の警察官のそうした苦勞に對する警察庁長官の御答弁をひとつ願つておきたいと思ひます。

○新井政府委員 門司委員からのお尋ねもあり、委員長からお答え申し上げましたので、簡単に申し上げますが、私もとしては、この反則金は法律に書かなければ当然国庫に帰属するものという理解をいたしておりまして、こういうことになりまして、先ほど委員長からお答え申し上げましたように、直接府県費に入るということ、私は最も最後まで反対いたしたわけでありまして。結局こういうことになりまして、当分の間こういうふうに使ふ、しかも使ふのが交通安全施設という限定がありまして、やむを得ないといふふう

理屈があるわけでございまして、一方向的にしゃくし定木に、おまえはこうだからこうだというようなことになることは、第一線の警察官にこれの罰金までまかせるということは、実際は非常に問題がありはしないかと思うのです。これはどうですか、いままでの経験でもよく見ますから聞いておる。聞き知っている範囲によりまして、こういうことがよくあるのであります。おまわりさんのほうから見れば一時停止をしなかったというのだが、本人は一時停止をしておる。おまわりさんの

と、せつかくの規定が非常に悪いことになってしまふ、実際に守られないことになってしまふ、何といつても警察官は民衆と接触しておりますから。あなた方は民衆と会わないから、机の上でやれるからそれでいいかもしれぬ。こういうところにも十分にこの問題の配慮が払われておるかどうかということ。ただ単に表だけを見て、この法律で反則金を取つて、そうしてその反則金が地方に回されることは、いまの御答弁だけでよろしいかどうかというところでございます。

大臣は何か連絡会議においてになるようでございますから、きょうは、自治大臣はこの程度にしておきます。

したがって、そういうことをずっと連想してまいりまして、あとお聞きをいたしたいと思いますことは、運輸省と建設省と労働省であります、順序として先に建設省のほうから聞いておきたいと思ひます。

建設省にお聞きをいたしたいと思いますが、
は、きょうはどちらの人かわかりませんが、交通
災害に対します建設省のものの考え方がどうい
うことになっておるか、私はこの事実をひとつ聞
いておきたいと思います。

そのことは、御承知のようにいま最も大きな対象になっておりますものは、すべてダンブカーあるいは重量の荷物を運ぶものになっております。ところがこれについて建築行政の中からこういう事件が起こります。問題を一つ拾って見ます

と、それは具体的に申し上げなければわからぬと思いますが、たとえば建築の許可を与えます場合に、許可条件に入っていないことは私どもも知っておりますが、一つの工期の問題がある。これも大体のあらましの工期は書いてある。ところが最近

の大きな建築は、官庁の建築が非常に多いのであります。これらの建築に対しても、一番先に手をつけるのは穴を掘るということでありました。したがって、この穴を掘ります場合にどういう結果が出ておるかといえば、かりに一万立米の

土が出ることがあれば、それにはダンプ

カーが一体何台あればよろしいかということになってくる。ところがその工期は非常に短い。いやおうなしにここには、後ほど運輸省に聞いておきたいと思うのと関連をいたしておきますけれども、非常に無理をして土運びをしなければならぬ。残業もしなければならぬ。運輸省の運輸免許を持ったものだけでなく、ここに白ナンバーも当然連れてこなければならぬという、今日のこのダンブカーその他の災害の一つの原因は、掘り下げていけば私はここにあると考えております。

無理がある。これに対して建設省は一体どういう
お考えでありますか。

○大津留説明員 建設業の施工に関連いたしましたし

て、捨て土の運搬とかあるいは骨材の輸送等のためにダンブ等の大型トラックを使用するケースが非常に多いことはそのとおりでございまして、したがって、交通事故を起こすケースが建設業に関連して非常に多いことは御指摘のとおりで

でございます。そこで建設省といたしましては、御指摘のように、工期に非常に無理がないように、また請負金額が不当に安くなりますと業者が無理をするというところでございますから、その請負金額また施工の方法等につきまして、交通安全を

十分念頭に置いて工事を行なうように業界に指導いたしております。また、発注者としての立場の立場の建設省をはじめ主要な官庁に対しましては、同じように発注にあたりましては工期に無理がないように、また金額が不当に安く、そのしわが下請なうに、

いし輸送業者にいかにようという注意を喚起いたしております。

その具体的な措置といたしまして、もしかりに交通事故を起こしたような業者がありました場合には、建設省の発注する公共工事にはそういうものは

のは、責任の度合いによって違いますけれども、指名を停止するという措置をとりまして、各都道府県その他の公共発注機関に対しても同様の措置をとられるように勧奨しておる実情でございます。

○門司委員　いまのお話ですが、私の聞いており

ますのは、そういうことではなくて、そこに非常
に無理がある、反則をした者はこれから仕事をさ
せない」と当然のように言われておりますけれど
も、実際に土を運んでおる者はだれかということ
です。これは運輸免許を持って土を運んでおる者
はきわめてわずかです。あとでこれは私は運輸者
に聞かなければなりませんけれども、ほとんど全
部といつていいほど取り締まりの対象にならない
白ナンバーである、そういう者に対して、いまの
ような御答弁で、反則事故をたくさんやった者に

はこれからやらせませんと言ったところで、そんなことで工事ができますか。私の聞いておりますのは、その無理が工期にあるかないかということ

態はあなたのほうがよく御存じでしょうけれど、でも最近の建築は穴を掘るということが一番先です。その工事がスムーズに、できるだけ早く、短い期間に終われば建築費が非常にもうかる、その

工事がおくれればおくれるほど始末が悪い、したがって、そのしわ寄せは全部ここにくる。それが、いま申し上げたように、期限内には当然運べない、どう考えても無理だと考えられるようなこと、が工期の中で締められてくれば、いやおうなしに

に、下請業者は発注者に対して仕事をしないわけにいきませんから、発注者があって、その間に建設業の請負者があって、土を運んでおる者はその下ですから、これらの諸君はいやがおうでも選べないわけにいかない。もし運ばないと、その工期

ではできませんよといへば仕事がとれない。いや
おうなしにそれを運ぼうとすれば、徹夜でもしなな
ければならないし、白ナンバーでも頼んでこなければ
ならないということになってきて、どうして
もそこに無理がきて、そしてそれからくる事故が

かなりたくさんありはしないか。そして事故が起つたら、そういう者にはやらせないからと言つたところで、もてが無理をしておいて、そして事故が起つたからそういう者にはやらせないといふうことになる、これは一体どうなりますか。私

の聞いておるのは、もとがそういう無理がないよ

うにしてもいいという事です。もとのほうは一向かまわずにおいて、やったやつだけ処罰をするというのは、官僚の一番悪いものの考え方、悪いことをするのは国民であって、そしてその規則をおれたちが守らせるのだ。犯罪を犯そう、交通事故をやるうといつてやっておる者は一つもない。だから工期が十分あって、で上がる期間までに十分運び得るだけのことになっておれば、無理をしなれば、私は事故が少なくなると思う。絶対になくなるとは申し上げません。でありますから、いま申し上げておることは、それらの点について建設省がどういふ具体的指示をされておるかということです。いま申し上げておりますように、これにはいろいろ問題があります。たとえば一万立米の泥を運ぶにはどれだけの車が必要で、しかも土を運ぶ場所にはどれだけの距離があるかということ等、二往復できるのと三往復できるのでは五割の差ができてくるわけであります。そうすると、それだけの車を集めなければならぬ、もし車が集まらなければ徹夜をしなければならぬ、運搬者の勤務時間も長くしなければならぬ、どうしてもそこに無理がくる。だから今日のダンブカーその他の——ことにダンブカーがその焦点になっておりますが、やっておる仕事というものは建築に非常に大きな関連を持って、そこから無理がきておるといことが私は考えられる。労働省が最近、この勤務時間に無理のないようにという通達を出しておりますが、こういうものについて、もう少し建設省は考えたらどうですか。工期その他でこの面をもう少し改めて、そして十分にそういうことのないように建設省はやるのだという事でなければ、ただ交通事故を起こした者は頼まないからなという無責任なことで過ごされますか。その点をもう少し明確に答弁をしてもらいたい。

○大津留説明員 先生御指摘のとおり、作業の工期、工程また作業時間等が適当でない、また著しく低い価格で工事を請け負うというような場合に、無理をいたしまして事故を起こすという原因

になるおそれが多分にあります。したがって、そういう無理な工期あるいは不当に低い請負代金で受注しないようにというふうな、業者に対してはそういう指導をいたしております。また、発注者としての建設省といたしましては、その設計上適当な工期あるいは作業工程、また適正な価格で発注するように、みずからお願いしておられますし、公共団体にもそういうことを指導をいたしておるわけでございます。もしそれを違反したような場合は、先ほど申し上げたようなことで、その実行を担保する、そういうことでやっておる次第でございます。

○門司委員 実行と言われておりますが、そういう場合に、その処罰の対象になるのはだれなんです。事故を起こした、さき申し上げました建築主から、それからさらに——あなたのほうの対象は建築主なんです。建築をする人が対象になるのでしょうか。そういう条件をつけるのでしょうか。その下におるのが建設業者でしょうか。その下におるのが土を運ぶダンブ業者でしょうか。ですから、だれに罰則を当てるのですか。一番下のダンブ業者に加えるのですか。それとも、文部省の仕事であれば文部省にそういうきつい罰則を当てるはめられるのか。一体どこに当てるはめられるのですか。

○大津留説明員 罰則といいますが、業者の指名停止でございます。これの対象になるのは建設業者でございます。

○門司委員 建設業者ということになると、いままでどこか建設業者を取り消したというような例がございいますか。

○大津留説明員 建設業法によりまして、工事の施行に粗漏があるというところのために公衆に危害を与えたというような場合には営業の停止、あるいは極端な場合には登録の取り消し、またはそれに至らない場合は指示という事で、厳重な注意を喚起するというをやっておるわけでございます。その実際の例は、ちょっと手持ち資料を持っておりませんけれども……。それから、先は

ど申し上げました指名の停止と申しますのは、発注者の立場から、そういうような事故を起こした業者はもう使わないということ、これは昨年末以来ダンブの事故が非常に問題になりましたので、建設大臣から特に御指示がありまして、建設省がみずから発注する場合に、そういうような業者は指名から排除するという事で、この三月にそういう通達を突出したわけでございまして、その結果は実はまだ集計がまいっております。

○門司委員 どうも少しピンポイントがはずれておまして、さきからお話ししておりましたように、また言われましたように、この問題は、交通災害に対してどう対処するかということですね。その原因が、工期に非常に無理があったり、あるいは不当に単価が安いとか高いかということ、それから運輸省に聞きますが、そういう問題から来る交通災害であるとするならば、交通災害がどんなにあるからといって、こういう道交法を改正して罰則に処してみても、刑法を改正してみても、もともと直らない限り直らない。そして、取り締まりを受けるのは一番下の運搬手なんです。それでなければ、やっとその上のどろ運びの運輸業者で、建設業者というのは私はなかなか対象にならないと思う。こういうところの問題があるもので、建設省としては、この工期やその他については十分注意をしてもいい。そうして実際は、そういう無理があれば、だれの責任かということをはっきりと示してもらいたい。非常に無理な工期で押しつけて仕事をやらせる。そこから事故が起ってき、事故が起れば、事故を起こしたやつが悪いのだという事で処分されたのではかなわぬ。だから、そういうことと、それからもう一つの問題は、最近砂利トラの問題で、あとで華山さんから質問があるかと思いますが、一応建設省の見解をこの機会に聞いておきたいと思っております。それは砂利が非常になくなつてまいりました。御承知のように東京近郊の砂利というものは相模川から運ばなくなつてきて、まごまごしておたら静岡の富士川から持つてこなければならぬ。こち

らのほうは大体栃木の山の中までいかなければならぬ、あるいは人工の砂利にするか、あるいは北は北海道から船で持つてくるとか、いろいろな処方はあると思う。しかし、いずれにしても今日の建設業者の使っております砂利の数は、これは非常に多いのだから、その供給地がだんだん遠ざかっている。遠ざかっているといくばくは単価が上がってくる。しかし建築との関係で単価が上げられないということになると、どうしても無理がくるのは運ばせられる者、運ばせられる運輸者が一番最後にきいて一番ひどい目にあう。これが私はいまの現状だと思ふ。砂利トラがけしからぬ、けしからぬと言ふが、砂利トラはそういう社会の現象の中で仕事をさせられておるもので、したがって、そういう大もとのほうを解決しなければなかなか解決しないと思ふ。そういうものに対する建設省の意見というものをひとつこの機会に聞いておきたいと思ふ。そういうこと、もう一つは、都市の再開発の問題等にもこれは非常に関連しております。何でもかんでも東京に大きな建築をやつて、どんどんそういうものが東京に集まってきた、いまださ車で困つておるのに、むやみやたらに車の集まることしか考えておらない。それらのことについて、建設省の意見をこの機会に聞かせておきたいと思ふ。

○大津留説明員 砂利の価格の問題でございますが、昨年の暮れからの交通取り締まりの強化に伴いまして、砂利の価格がだんだん上がつてまいりました。それを建設業者が持つたか、あるいは発注者が持つたか、そうでなければ砂利業者がなかなか立ち行かせんけれども、そういう三者の間でいろいろ折衝があつたわけでございすけれども、この三月までの間にトン当たり二百五十円から四百円程度値上げが行なわれたように聞いております。それから四月以降はこれにさらに百五十円値上げが行なわれたように聞いておりますが、建設省の発注者側といたしましては、そういう資材費はやはり時価によつて積算すべきであるという原

則をとっておりま。したが、いまして、そういう正常な需給関係で値上げされた木材価格というものは、そのときの時価によって積算をしておる。したがって、そこに無理な価格であるために末端において輸送に無理があるというようなことのないように考えておるわけでございませう。

それから再開発に対する建設省の考え方、たいへん基本的な問題で、建設大臣からお答えするのが適当かと思ひますけれども、私どもは、おっしゃる通りに、これ以上大都市に産業なり人口が集まってくるのは好ましくないと思ひわけでございます。しかし、これを抑止するまた有効な手段というのなかなか実上ないのじゃないか。したがって、地方の開発等を行ないまして、大都市に集まる集中圧力というのを弱めるといふことは当然やらなければならぬと思ひます。しかし、経済の原則に従って人口が集まってくるというこの現実の現象はある程度認めざるを得ないのじゃないか、そういう事象に対処するような都市施設の整備というのが大事なことである、こういうふうに考えております。

○門司委員 建設省のいのような答弁で交通災害がなくなるうとは私は考えられません。需要供給の関係から、経費の関係は、自由経済の社会で、当然いのようなことにならうかと思ひます。しかしこれは放任しておいていいか悪いかということですね。そのしわ寄せはここにくるということなんです。監督官庁であるあなたの方のほうは、砂利の問題等についてもお考えをされていかどうかという、無理をしなくても砂利が手に入るようなことができていかどうかということなんです。そういうことを建設省がもっとも考えないで、自然にまかしておいて、そうしていろいろそれからくる現象が起つて、最後に交通災害がきて、そうして罹災者は非常に困りますし、また運転者が非常に罰せられるというようなこと、これで一体よろしいかどうかということでありま。私はその点を聞いてるのであります。いのような建設省の答弁ではどうにもならないと

思ひます。華山議員からこの問題についてお尋ねがあるそうですから、委員長、ひとつ関連して……。私はこれからあとで運輸省に少し聞きたいと思ひますから。

○華山委員 関連してちょっと伺ひますけれども、反則金につきましては行政訴訟ができるのかできないかという点について、私は相当疑問を持っていた。話を聞きますと、行政訴訟ができないういうふうなお話だということでございます。が、前例がございまして、今後反則金に類するやうないろいろな法律ができないとも限らない。その際に政府は、この種のものは行政訴訟ができないという点になりまして、国民の権利に関する問題でもある重要な問題だと私は思ひますのでお聞きいたすのでございますが、反則金はこれは行政訴訟ができないというふうに、法制局等とも御相談になつて、政府の方針としておきめになつたのでございませうか。

○鈴木光政府委員 通告によりまして反則金を納めるか納めないかというところは、通告された者の任意でございまして、私どものほうといたしましては、したがって相手方に義務を課すものではないわけでございます。したがって、行政事件訴訟法にいうところの処分には当たらないという解釈で、行政処分ではないということで、行政事件訴訟法の対象にはならないというふうに考へておるわけでございます。なお、御承知のようにこれと類似の制度で国税犯則取締法がございまして、これによる通告処分も行政事件訴訟法の対象となり得ないというのが通説になつておるようございまして、私どももそういう解釈で臨むやうな次第でございませう。

○華山委員 この点につきまして、たまたま最高裁からおいでになりまして、最高裁の御意見として申されたのじゃないと思ひますけれども、行政訴訟はできると思ひます。処分ではない、強制力はない、こういうことだから、それだつたら何でもいいんだということになつたならば、おかしくな

る。朝日訴訟だつて、強制力も何もないでしやう。それでも行政訴訟ができてる。行政訴訟は広範囲なものでなければいけないと思ひます。行政処分に対する司法の救済を求める、それが根本な点ですから、それを制限するといふことは私は大きな問題だと思ひます。この問題について、実益はないかもしれませう。しかし根本には非常に大きな問題が私にあると思ひます。強制力のないものは行政処分じゃない、そういうことでございませうか。そうしますと、強制力を持たないところのいかなるものについても行政訴訟はできない、こういうふうな政府の考え方だとすれば、私は大問題だと思ひます。その点につきまして、これは法制局あたりと御相談になつておきめになつた政府の統一した見解でございませうか。

○鈴木光政府委員 法律的にはそういうふうな解釈しようというところで、法務省とも意見が一致しておる次第でございませう。

○華山委員 おそらく、先ほど最高裁のおっしゃつたように、これは問題のある、学説のあるところだと私は思ひます。こんなことをやつてまいりますと、いろいろところで、今度これに準じて、国民の行政訴訟を阻止するような意味でいろいろなのができないとも限らない。そのときに、この間総理大臣のやつたやうな異議申し立てなんかやられたのじゃ混乱するだけだ。私はこの点につきましてここにさらに反省を促し、研究していただきたい。これは国民の基本権利に関する行政についてのいろいろな問題、とにかく強制力があろうとなかろうとも、個人についての利害関係があるのですから、それについて司法権の救済を求めるというところは当然だと思ひます。それが、強制力がないから、こいうことじゃないと思ひます。強制力のないものはないといつたら、朝日訴訟だつて何だつてできないでしやう。司法権に對して行政の矯正を求めるという権利は広範囲に国民に与えておかなければいけないものであると私は思ひます。この点につきましてなお私たちは疑問を持っておりますし、もっと有権的なそういうこ

とがなぜできないのか。税法ではそういうことがあるといつたつて、それだからこわいのですよ。税法にこいういうことがあるからこいうことができるのだ、今度はこれがあつたらこいうことができるのだ、そういうふうなことは一定の限度でやめてもらわなければいけない。私はそう思ひますね。その強制力がないからできないのだ、ただそれだけの理由ですか。

○鈴木光政府委員 行政訴訟といつたしましては、先ほど私が申し上げたやうな解釈で、一応行政事件訴訟法の対象になり得ないと解釈しておりますが、この制度は、御承知のように、通告いたしまして反則金を納めるか納めないかは任意でございまして、もし争ひがある場合には納めないで刑事事件で争うという制度になつておりますので、御心配のやうな救済の措置はその方向に開かれておるというふうな思ひます。

○華山委員 私は、この問題の具体的なことよりも、根本的にそういうものではないものかどうかということを心配してゐるのです。行政権の発動がその人の利害関係を伴う場合には、これは当然司法によつて救済さるべき道が開けてゐる。それが行政訴訟法なんだ。戦前の行政訴訟法は法律に規定のあつた場合にだけできた。今度は無制限に認めたのでしやう。それだつたならば、いろいろな理由からこれを制限していくといふことは、将来の国民の基本権利として私は問題があると思ひます。御再考をひとつお願いしたいと思ひます。これは重大な問題だと思ひます。

それから建設省に伺ひますが、一体いま砂利の値段といふものはどこでございませうか。

○大津留説明員 砂利の価格は、特に行政的な措置で定めるとかいうようなことはございませう。需給でおのずから相場ができるわけではございませう。

○華山委員 需給で動く。しかし、需給で動くといひましても、砂利を供給するところの業者と、いまの建設大企業との力といふものはまるで違ひませんか。実際問題はそういうことがある

かどうかわかりませんが、大企業の協定等によって砂利業者に押しつけられたならば、砂利業者は当然それに従わなければならない、いやだと言ふならば仕事ができない、そういう実態であるかどうか伺いたい。

○大津留説明員 建設業者と砂利業者の力関係ということよりも、むしろ砂利業者が非常に零細な企業が多いという関係で、いわゆる過当競争の状態にあると思います。したがって、骨材の納入をめぐって、値段の面でも非常に不当に競争するというこのために買ったたかれるような結果になつておると思います。

○華山委員 伺いますけれども、そういうふうな弊害があるためにダンブカーの事故が起る、そうだったならば建設省はこれを矯正するところの方途がなければいけない。何かおありでございませうか。

○大津留説明員 建設省をはじめ大口の発注者が、その発注価格に無理がありますと、それが当然建設業者から下請、さらに骨材業者というふうな波及いたします。したがって、私もいたしましては、一番もとになる発注者がやはり適正な価格でこれを積算し発注することが肝心だと思ひますので、先ほど申しましたように、建設省がみずから発注する場合にはそういう考え方をとりおりますし、また他の公共工事の発注者にも同じような考えでやっていたらどうかお願いしておるわけでありませう。

○華山委員 国営の事業で建設省が主管されるところのいろいろな建築なり、それらのものが入札をされる場合には、入札価格というものをおきめになる。その入札価格をおきめになるときに、砂利代は何を基準にしてなさいませうか。先ほどは相場だとおっしゃった。

○大津留説明員 原則としてそのときの時価によるというふうなことでございませう。したがって、設計を組みまして積算をして、発注価格をきめるわけですが、その積算の段階におきましては、そのときの相場の価格をとって積

算いたします。

○華山委員 それじゃ直りようがないじゃないですか。先ほどおっしゃったとおり、いまは砂利業者が弱みから非常に不当にたたかれています。その不当にたたかれていますところの相場でもって入札価格をきめたのでは、そのことがずっと押し寄せていくだけであつて、直りようがないじゃないですか。そういうような姿勢で建設省はいいいのですか。正当な値段というものを入札価格で計算をしてきめて、そして建設の請負をさせること契約には、必ずこの価格で砂利は買えというふうなことを約款にでも入れておかなければ——それはあなたの方のほうでは、そんな注文はできないとか、無理だとか言うかもしれないが、現在のようになンブカーが子供を殺し、住宅に入ってくる。その原因は、先ほどあなたが自認されたように砂利が安いからだ。それが労働のほうにいわせられる。その結果であるならば、砂利の価格というものを適正に計算して——その砂利価格というものは、これは大企業者の建設業者に注意なんかしたつてできるものじゃない、必ずそれでもって支払うことを約款等で義務づける、こういうことでなければ、私は建設業界があるいは建設省が今日のこのひどい交通禍に対して貢献したのじゃないと思ひます。どうですか。そういうことはできませんか。

○大津留説明員 たいへんむづかしいことじゃないかと思ひますけれども、せっかくの御意見でございませうから、検討させていただきます。

○華山委員 あなたの方はいつでもそうなんです。出かせぎの問題だつてそうなんです。たいへんむづかしいことだつてございませうと云つておられる。おそれ、私は考えるのだけれども、あなたの方が勇気を持つならば、先ほど門司先生が言われたような、土を運ぶ仕事とか砂利を運ぶ仕事とか、こういうような公共に密接な関係のある仕事は、下請させはなれません。請負業者が自分でやる、そこまではないかなければ私はいけないと思ひます。下請が下請、下請と、三番目、四番目の下請になる。それじゃしわが全部労働者に寄つて、その労働者があ

あいう状態になる。いつか新聞に出ていたじゃありませんか。ダンブカーで交通事故を起こして子供を殺したという運転手の奥さんが、もう少し賃金を多くしてくれれば主人はこれほどの事故を起こさなかつたであらうというのを泣きながら言っている。原因はそこにある。私は建設省に提言いたしますけれども、交通に關係のあるような仕事は、もう一切業者そのものがやる、よそに頼んではいけない、このくらいの勇気がなければだめだと思ひます。ひとつこれを大臣に申し上げて、そこまで踏み切つていただきたい。どうですか、大臣に言つてくれますか。——じゃ、これで終わります。

○華山委員 本会議散会後再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時五十七分休憩

午後三時三十二分開議

○華山委員 休憩前に引き続き会議を開きます。道路交通法の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。門司亮君。

○門司委員 運輸省見えておりますな。——それは運輸省について少し御質問を申し上げたいと思ひます。

もう話す必要もないと思ひますが、いまの交通災害のよつてきた原因というのは、警察関係でどんなに取り締まりを厳重にしても、あるいは反則金制度というやうなことをやっても、決してなくなるものではないと思ひます。交通災害をなくそうとするなら、その原因になつておるものをやはり除去する必要がある。そこで私が運輸省に聞きたいのは、今日運輸省が許可をいたしておりますいゆる免許業者といつては、いま日本にあるダンブカーその他の車の数から考えると、免許を持つて仕事をしている者が八割ぐらゐる。一〇％にはならないはずだ。そ

うすると、残りの九二％というものは運輸省の監督を十分に受けない、ちや外にあるのである。これを運輸省はどうお考えになつておるのか、このままでいいとお考えになつておるのかどうなのか、その点を最初にお伺ひしておきたい。

○大津留説明員 ただいま先生のお話でございませう。確かにダンブカーにつきましては営業用が一部ちよつとございまして、大部分は家用でございませう。ただいまお話がございましたように、事故の原因につきましては、現実的な面は別として、さらに奥が深いわけでございます。そういう点を考えますと、現在のままで事故防止は十分ではないと思つております。したがって、現在運輸府に交付本部が設けられておまして、ダンブカー専門部会をつくられて、そこが中心になりまして、各省がいろいろと意見を持ち寄つて協議いたしまして、抜本的な、総合的な対策を練るようになっております。ただ運輸省の現在の権限におきましては、自家用につきましては届け出でございまして、労働管理とかあるいは運行管理とか、そういうやうな面につきましては何ら監督しておりません。したがって、現在の段階で十分だとは思つておりません。

○門司委員 十分とは思つていないというやうな政府の態度で、そしてよつてきた災害に対して——災害にあらた人も非常に迷惑であつて、また災害を起した者は車を運転している諸君である。運輸省が監督の立場にあらながら、監督のできないやうな状態に追い込んでおるといふ今日のこの事実。もう一つ、私は時間を長く申し上げるわけにはいきませんが、はしよつてついでに話をいたしておきますが、現在そういう状態になつております関係から、あなたの方で認可した運賃の四〇％ぐらゐしか運賃が払われていないでしよう。こういうことで一体どうして満足な運行ができますか。どうしてもそこには無理があるにきまつてゐるのである。私は交通災害をなくそうとして、ことにダンブ、大型の貨物車の災害が最近是非常に多いわけでありませうが、これをなく

すには運輸省がほんとうに腹をきめてからかぬ限りは、警察庁がどんなに力んでみても、どんなに警察庁でまわりさんが努力をしても事故はなくなると思ふ。一体運輸省は、あなたのほうの許可した料金の四〇％ぐらいいか実際に払われているという現状をそのまゝお認めになるのですか。もしこれが五〇％なり六〇％なり、あるいは八〇％なり払われておれば、もう少し運輸省のほうも給与がいいはずである。無理をしなくても済むはずである。それが現実に行なわれないでしよう。先ほど華山議員からありましたか、ダンプカーの運転手が事故を起こして、細君のことばの中に、もう少し給料がよかつたらこういう無理なことをしなくてもよかつたのだらうと考えるという話があったというのを聞きました。そのとおりだと思ふ。その災害の原因は運輸省にあると思う。一体運輸省がいまのようなことで、これから先、検討いたしますくらいの程度でこれが過ぎられると思ひですか。

○横須賀説明員 たいだいまお話がございましたのは営業用のことだと思ひますけれども、現在ダンプトラックにつきましては、営業用は一割四十分くらいと思ひますが、これにつきましては運賃は認可制にしております。認可運賃を守るように指導監督しております。もちろん健全企業につきましては、事故防止という面から見ても、現在の認可運賃は幅がございますけれども、この程度の運賃は守らなければ健全な運営ができないものと考えております。ただ現在の実態におきましては、自家用のダンプにつきましては、これは運賃はございませんで、あるいは運送部門の経営の不当に安いか、あるいはやみダンプの問題があるかと思ひますけれども、これにつきましては、運賃協定も総合的な面で抜本的に考えないとむづかしいと思ひます。

○門司委員 いまのようなことではないのですか。さつき言いましたように、あなたのほうの監督を受けるのはわずかに八％か一〇％にすぎないのである。残りはやみで、これが値をくずしていくの

は当然でしょう。今日の交通災害の最大の原因は私はここにあると思ひます。これに對して運輸省がいまのような答弁で、これから検討するだの、そう考へていますくらいのことで、一体過ごされるものとあなた方は思ひますか。もう少しはつきりした態度を運輸省自身がとってもらわないことには、仕事にならないのじゃないか。

○横須賀説明員 たいだいま申し上げましたように、これは運送の業務のみならず、先生からお話がございましたように、建設事業の仕組みといひますか、下請 下請になつておりまして、最後のしわ寄せが運送部門に來ているという面がございします。なお現在の実態から見ますと、正常なトラック事業におきまして正常な運賃を払つたものでは、現在の砂利業者等におきまして経営がむづかしいとか、あるいは自分で本来の自家用を持ちまして安全管理あるいは労務管理等を健全にやつた場合に、そういう自家用を持つてやることは現在の経営実態の仕組みの上からむづかしいという面もあるかと思ひまして、これにつきましては、建設業とかあるいは砂利採取業とか、それを監督しております建設省あるいは通産省、さらには労働関係を担当しております労働省等とも連絡をとりまして、総理府が中心になりまして現在抜本策につきまして検討中でございます。

○門司委員 抜本策について、検討中と言つてい

されるという運輸省の考え方について、私は非常に大きな不満を持つておる。なるほど総理府で何か総合対策によつてやつておいでになるようでありますけれども、それではどうにもならぬのです。私はほんとうに運輸省がこの問題を解決しようとするなら、少なくとも建設省との間にも十分——これは建設省のほうにも私は聞かなければならぬと思つておつたけれども、ここであわせて話しておきますが、ダンプににならないような措置は一体講じられないものかということである。そして下請業者が非常に苦しんでおる。政治献金を見てごらんさない。大建設企業は、何千万円というお金をちゃんと自民党さんに献金しているでしよう。大企業の建設業者は、非常にたくさんのお金をして、そして数千万というよう

な金の政治献金が行なわれて、その一番下の、ほんとうに建設に従事している諸君が今日のような悲惨な状態であるのかということである。この責任は一体だれの責任であるか。総理府に一つ

の、まだ局とも言つておらないほどの連合会みたいなものがあつて、宮崎さんが中心でやつておるようでございます。そして運輸省のほうでは、何か知らぬ、抜本的に検討中だといふ。いつまで一体検討するつもりなんです。さつき言いましたように、毎日毎日人が死んでおる。毎日毎日事故が起つておる。いまでも起つておるでしよう。私は、政府は少し責任を感じてもらいたい。監督の権限を振り回すというだけじゃ役人じゃないでしよう。憲法に何と書いてある。憲法は明らかに、国民への奉仕だと書いてあるんだ。これが逆に国民に對しては、いまのような状態を十分解決する策もなく、そして抜本的に検討中だといふようなことが国会のこの場所でも答弁されるというものは政府の心臓の強さといふか無感覚さといふものにたいへん大きな不満を持つ。一体どうするつもりなんです。こういう問題に對して、これらの問題は行政的に処置ができるはずである。ところが、現状には、こればかりでなくて、こういう問

題の起こるもう一つの原因があるでしよう。それはどこにあるのか。それはいわゆる免許業者に對する地域の問題でございませう。神奈川県業者は、神奈川県でなければ仕事ができないようになつておる。地域がちやんと規制してある。それ以外になかなか建設業者は出られない。しかし、やみ屋でも仕事はできる。いま北海道からも、あるいは鹿児島からも出てきて仕事をやつておるでしよう。現実にはやつておるでしよう。ところが、大事な運輸省が許可をしておる免許業者は、神奈川県業者が東京でやつてもらつちや厳密には困るということではしよう。これらの問題を一体総合的にどうお考えなんです。しかも発注する仕事は至るところに起つておるでしよう。これを請け負う建設業界は、地域の制限はないんです。したがつて、今日のように、何々組というように下請までずっと系列化しております場合には、親会社がいま北海道へ行けば、その子会社が北海道へ行つて仕事をするということにならなければならぬ。まごまごしておれば外国にまで行くかもしれない。今日外国でたくさん建設事業をやつておるようでありますから。ところが、そういう形で免許を持つておる諸君には、地域割りが厳重に、厳密に言えば施行されなければならない。一方はこれは野放しだ。そして運賃はダウンスされていく。一体建設省は何をしておる。運輸省は何をしておる。私はこういう抜本的な問題を、この災害問題を解決しようとするには政府が真剣に考えなければ、ここでもなんかに警察庁長官におことごとを言つてみたところで、国家公安委員長におことごとを言つてみたところで、それはおさまらない。直らない。このことについて、当面の責任者であります運輸省のほうも少し誠意のある御答弁を願ひたいと思ひます。

同時に、私はいまおいでになっております業務部長さんですか、もちろん、職掌柄運輸省としてはかなりの地位におありだと思ひますけれども、この場合、やはり運輸大臣なりどなたかに來ていただいて、そして責任のある答弁を聞かなければ

ば、これらの法案を通すわけにいかない。ただ単に運転者に対するこの刑罰、ことにこの法案の中にもう一つ刑罰の問題があるのは、運転者と同時に運行管理者に対する処罰を規定されております。どんなに運行管理者と運転者を処罰いたしてまいりましても、積載オーバーの防止はできません。なぜできないか。荷主が上におる。荷主がこれだけ積んでいてもらいたい、こうしてもらいたいというのに対して、下請の運輸業者がそれを拒否してごらんない。おまえさんのところに頼まないから、ほかに頼むからということになる。それらの諸君が受けてくれば、運転手がそれを拒否してごらんない。あしたからはかの運輸手を雇うからということになる。一番弱いところに全部しわ寄せが来て、そうして一番弱いところが全部しわ寄せが来ればならぬ。これが今日の現状でしょう。したがって、この積載オーバーの問題等につきましても、建築資材その他の運搬の問題でこれが往々にして行なわれておりますが、大体の問題が建築資材だと思えます。こうした問題に対してもう少しはっきりした答弁を、部長さんでできないかということになれば、私は委員長に頼んで、大臣なり責任のある人に来ていただいて、もう少しこの問題をこの機会に明らかにしておきたい。

私は何も白ナンバーを全部なくしてしまつて、そうしてこれをどうしようとは言わない。これもある程度必要でしょう。しかし、問題の焦点は、それらの問題が十分取り締まりのできる処置をしておいていただかぬと——これから私は労働省に質問いたします。労働省も、これでどんなに指令を出したところで、白ナンバーの一台か二台、あるいは三台ぐらいしか持っていない諸君にやかましく言つてみたところで、なかなか追つつかぬものではない。そうすると、今日これだけの災害が起こつておいて、そうしてその災害の車の大部分かというものが、取り締まりが野放しだ。ごくわずかの諸君だけが取り締まられて、それに運輸省も文句を言えば、労働省も文句を言う。寄つて

たかつてそこに文句を言う。一番おしいはどこに行くか。だんだん下請に行き、事故を起こした運輸手にすべてがしわ寄せされる。今日のこの運輸行政に対する政府の態度に対しては、一つずつそういう問題を解決していきたい。そのためにひとつ、それ以上運輸省で御答弁ができないというなら——私はきょうは実は自動車局長さんに来ていただいたのであります。自動車局長は見ていないようでありまして、関係と許可の区域の関係等は、大体自動車局長の主管だと思ひます。私はこういう問題を答弁を要求するのであります。もし部長さんで答弁できないならば、出てもらいたい。そうして大臣の所信をはっきり聞かなければ、むやみに通すわけにいかぬ。——むやみには失言です。言い過ぎですから、これは訂正をいたしておきます。軽々しく通すわけにはいかないと私は思ひます。ひとつ委員長にお願いをしておきます。

その次は、いま申し上げました労働省にちよつと……。○鐘廣賢説明員 たいだいまお話しございました営業ダンブの事業区域の問題でございますが、これに對しましては、確かにおっしゃるような点がありますので、できるだけ現実に合うような方向で事業区域をきめていきたいと思います。なお、工事が臨時に移る場合には、現在営業車につきましては、臨時免許の申請が出るわけでございます。これに對して臨時免許を与えてこれができるようにいたしております。よつて、實際問題としまして、営業以外の自家用につきましてはどこでも行けるわけでありまして、先ほどお話しのような御不便がございましたら、便のないようにしたいと思つております。○門司委員 せっかくの答弁ですが、運賃の問題等についても、あなたのところだけではなかなか責任のある答弁ができないと思ひます。現実に認可料金の半分以上で末端がやっているなん

ということは考えられないことなんです。どこの業界を見ても。だからそれは建築の関係からいえば、それだけの車が必要なんだろうから、私は、その車を減らせとか、なくせよとか、建築に支障のあるようなことをしよといふ言ひません。しかしこれは何らかの措置が当然とられなければならぬ。運賃のダウンなんというものは押えてもらふねと、さつき申しましたように、もしこれは六〇%と、さつき申しましたように、かりに末端の運輸手に倍の給料が払えるということになれば、何も無理なことは決してしやしません。そしてやたらに飛ばして歩いたり、必要以上のものを積んで危険をおかしてやりやしません。だからその点は、いまのような答弁でなくて、私はぜひ責任のあるものに解決をしてもらわなければならない問題だと思ひますので、時間もありませんからこれとひとつ十分考へておいてもらいたいと思ひます。それから、あと労働省に少し聞きたいのであります。労働省はことしの春、これらの問題に對して指令を出されております。百三十何号というのですか、号数は私忘れましたが、労働基準局からの、要するに改善基準というような題名で出されておりますが、その内容を見ますと、オーバータイムに對して、もし守らないようなことがあるならば、業者に對しては送検するという意味はどういうわけかわかりませんが、送検するといふのだから検事局へ送るのだと思ひますが、基準局のこの通達だけで一体検事局へ送るということができるかできないかといふことは、私は問題だと思ひますけれども、いづれにいたしまして、そういう厳重な取り締まりの方向が出ておる。このことは、一面、今日の運輸手の非常に過勞になつておることを押えてまいります。私は別段悪い処置とは考えない。しかしそれをやられるなら、さつき申し上げましたような問題のあることを知っているかどうかといふことでもあります。同じ政府部内だから私

どもといましては、悪質な労働基準法違反にかかるといふ問題につきましては、やはり厳格な措置で臨んでいかなければならぬというふうに考へて、監督を強めておるような次第でございます。

ただ、ただいま先生御指摘の、この改善基準は一応いけれども、しかし業界の実態はなかなかそれどころではないのじゃないかというふうなお話でございますが、私も実は、たとえば昨年の暮れに愛知県で起こりました事故を契機に、ダンブカーの一斉臨検監督を、六千の事業場についてやりましたが、そのときにも、先生御指摘のようない問題は痛感いたしております。一例を申し上げますと、事故の起こりました愛知県につきましては、八百のダンブの事業場を臨検をいたしました。そのうち実に二百が一車一車でございます。まして、労働基準法入るべからずということでございます。私も問題は指摘して総理府の会合等でも申し上げておりますが、私も手の及ばないところであるというふうなことでございまして、また、あの事故を起こしました事業場も、わずか二、三人の運転手を雇用するにすぎない零細な事業場でございます。私も労働基準法だけですべてやりおけるとは思つておらないのであります。

そこで、先ほど申し上げましたような大方の御意見を伺いながら改善基準というものを打ち出し、そして業界に對してはP.R.をすると同様に、全国に約四百人の自動車労働改善推進員という方をお願いいたしまして、そして業界自身が労働管理の改善に向かつて進もうという機運を醸成いたしたくようなことも、昨年末以来やっております。今度の改善基準につきましても、かなり真剣に労使とも受け取つていただいているというふうなことは考へておりますので、なお関係各省とも十分連絡の上でできる限りの措置をとつてまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○門司委員 自動車労働改善推進員の名簿がこ

にありますが。その四百人が書いてありますので、私もよく存じ上げております。あなたのいま言われたこともここに書いてあります。しかし、そういう実態、これはあなたのほうとしてはこういうことが一つの仕事であります。しかし、いまお話を聞いておきますと、大事な運輸省に相談がされておらない、建設省にも相談がされておらない。政府内部でなぜ相談をしないのですか。わかつていふのでしよう、こういうことは、業界に聞くよりも、原因はどこからきておるかということについて、政府内部で話し合つてごらんないか。そうむずかしい仕事ではない。政府内部ではちつとも話し合つた上で、そのよつて来た原因は取り除かないで、末梢の取り繕ひだけを強めていこうとするところに無理がありやしないか。

それから、さき申し上げましたように、ダンブが悪いといったところで、ほんとうの取り繕ひを受けるのは事実上一割かそこらしかいないのですからね。あなたのほうの通達が出たところで、大体そのくらいのもしか行き渡らないわけだから。あと一人一車で行つておるところとか、親子でやつておるところ、二台でやつておるところ、三台でやつておるところまで、なかなかいきやしません。運行管理者なんかいないのだから、基準法の適用なんかといつても、本人がやつておるところで、そう簡単なわけにはいきません。こういうところ、この業界の穴があるのではありません。たゞさんの欠陥があるのであります。その欠陥のすべては政府の責任であると思つておる。その政府の責任である欠陥を直すことのために業界あるいは運輸手の処罰を厳重にするとか、業界に對しては罰金を課するといふことは、私は一つの仕事ではあるかと思つても、根本策にはならない。政府内部でこういうことはひとつ話し合つてもいい。私は労働省もそのぐらゐのことはやつてもいいと思う。運輸省に聞いてもすぐわかる、いまのお話のように、非常に無理がある。無理があるのだから、結局そのし寄せが下のほうにくるにきまつておる。建設省の關係は建設省關係で

かつてに——かつてに——かつては悪いかもしれないが、建築の許可だけはするが、あとはどうなつておるか一向にわからぬといふことである。現実、これら問題を取り繕ひようとするならば、そういうものをやるには、親切な政府の態度がまず完成されて、なおかつ悪い人があるならば、それは厳重に取り締まるべきである。しかし、政府のやることをやらざるに於いて、運輸手だけが悪いのだ、あるいは運送屋がけしからぬといつても、言うことは幾らでも言えても、取り締まることは取り締まるべきである。結局は直せませんよ。どろを運ぶにいたしまして、それでしよ。さつき建設省の諸君に言いましたが、一万立米の土を運んでいくのにどれだけの働かなければならぬかといふこと、なお具体的に詳しく説明するならば、さつきの砂利のときにも申し上げましたけれども、そのどろを持つていく距離によつても非常に違つておる。一日に三往復できるものと二往復できるものでは、車の使用量が違つてこなければならぬ。どろを運ぶ量は同じだが、車の使用量はそれだけふやさなければならぬ。距離が遠くなれば遠くなるほど、そういう問題がずつと出てくるのであります。にもかかわらず、先ほどから申し上げておられますように、建設省はきつめて不親切な、何がたかわからないような答弁しかできない。運輸省に聞いてみれば、これから抜本的に考へてみますといふようなことで、そして労働省は労働省で、おれの方の管轄だけでこれは出したといふようなことを言う、しかもそれは業者と話し合つたと言ふ。業者と話し合つたのはけつこうだけれども、しかし、業者は絶対にそんなものは受け入れられませんとするといふようなことは言えませぬ。そこで、私は労働省に頼みたいのは、こういう問題の起こる原因は政府内部にあるといふことを知つておいてもらいたい。そうして政府内部の各省の連絡を十分に、こういう問題を真剣にひとつ掘り下げてもらいたい。そう

ことを言つたつて、第一線の警察官だけがかわい

そうだと思う。また、そういうことを宣伝する人もあるかもしれぬ。そうすると、せつかくできた法律も結局第一線の警察官だけが非常に苦勞をして、そして人から悪く言われて、そして事故は減らないという結果になる。いじめられるのは警察だけであつて、そしてほかの官庁は責任が何なりから、これから抜本的に検討をいたしますなどという答弁しかこでできないといふことになる。私はほんとうにこれ以上質問をし、やましく言う勇氣は実際はないのであります。だから、もう一言労働省に聞いておきますが、いまの通達で解決するといふようなことは私は考へられないのだが、労働省はこれで解決するものとお考へなつておられますか。むろん解決するとは言い切れませんが、幾らか改善されるというふうにお考へですか。

○藤田説明員 先ほどお答えいたしましたように、私も施設の施設だけで解決するとはもとより思つておるが、しかし従来に比べてまして関係労使ともに非常に真剣に受けとめていただいておるといふ実情から、前進はするものと私も確信いたしております。

先ほど、政府内部の連絡が悪いといふおしかりでございますけれども、私もこれはこの通達を出した際にも、運輸省の係官あるいは警察官の係官とも打ち合わせを聞いておりますし、特に総理府を中心に関係各省の連絡會議がしつちゅうあるわけでございしますが、ダンブの問題をめぐりまして、警察官は特に取り締まりの面を担当するわけですが、警察官からも、取り締まりだけではもうそろそろ限界にきておる、息が切れるから、ひとつ政府全体として抜本的対策を立てようじゃないかといふ提案をいたしております。私もぜひぜひそうしなければならぬといふことで、総理府等にも強く申し上げておる次第でございます。

○門司委員 もうこれ以上私は聞きませんが、聞く元気がなくなつてしまつた、ちつとも満足な答

弁を得られないのでありますから。連絡をとられたといったところで、一体運輸省、私がいま言ったようなことが話の中に出ましたか。自分たちの監督の至らないところを、自分たちの至らないところをみなしたな上げして、現地の地元だけで相談されたのでしょうか。労働省は、私がさっき運輸省に聞きましたことを知っていますか。運輸は運輸省のきめたわずかに四〇％しか支払われていないということをあなた方は御存じですか。これがあれば、基準局として運輸省にも少し文句が言えるはずでしょう。運賃はきめられた運賃の四〇％くらいしか払わないような状況に置いておいて、そうして運輸手に満足な給与を払いなさいと言ったてた無理でしよう。私は何も業者の肩を持つわけでもなければ、どこをどうするわけでもございせんが、しかしこの問題に関する限りは、政府はそうしたいろいろな各省の満足な連絡もとれないで、そうしてばらばらになっておいて、ただ政府は自分たちの権力だけを施行してきている。あと起こった問題はすべて国民が悪いのだというやうなものの上で立つておるのであるかどうか。なるほど建築許可基準を見れば、別に一つの許可をとるのに、何日間でもやらなければならぬという工期の問題が必ずしも基準になつておりません。届け出はしますが、それが実際の許可基準になつていない。しかし現実はそのような問題があるのである。そういう問題を一つ掘り下げてまいりますと、労働省の立場でそういうものを勘案されて、政府内部でそういうものを除去され、労働省としての立場を堅持していただくまいと、せつかくこういうふうにごに書いてありますように、四百何十名という推進員だけでは交通事故はなくなりません。一万人にしたところで交通事故はなくなりません。もたがあるのですから。だから、これは単にダンブカーや大型トラックだけの問題ではございせん、すべての問題に私はこういうことが当てはまるのじゃないかと思う。道路は一向広くなつておらぬ、こういうところに自動車はふえる。道の幅は広くならないが

自動車の型はだんだん大きくなる。これは通産省の問題だとあなたは言われるでしょう。通産省の問題であるかもしれない。だれかの話を聞けば、交通問題などはあまりやかましく言わぬでよいという人がある。五年もすれば、いまの調子でいけば車がふえて道路一ぱいで歩けなくなつてしまふ。そうなれば真剣にやらぬでいいという。私はきょう通産省の人においでを願つておりません。そこまで話をしようと思ひません。しかし、通産省の人に来ていただいております。しかし、何といつても経済が住常に伸びて運輸行政が非常にやかましくなつていくときに、運輸省が居眠りしているというところにおられますが、目を開かないでおられるところにこの種の最大の原因がある。そしてその全部のしわ寄せが一番弱い業界に對しては下請の諸君、また運輸をする諸君にすべてが課せられて、いかにも運輸をする者が悪者であるという考え方のものと法律がつくられるとすれば、これはあまりいい法律ではないということをお私に言わなければならぬ。

きょうはこれ以上質問はいたしません、委員長にお願いをいたしておきますが、先ほど申し上げましたように、ひとつ運輸省からは責任のある人にぜひ来ていただきたい。そうして、やむを得ざる現在の状態としての白ナンバーを全部なくせいかと追いついてしまふということは私は申しません。少なくともこれに程度の統制が加えられて、そうして運賃がダンピングにならないようにやるといふことは当然運輸省の責任だと私は思ひます。そういう意味で、この次の会議に大臣にぜひ来ていただきたいというふうにお願ひをしておきます。きょうの質問を終わります。

○龜山委員長 門司君に申し上げます。御要求の運輸省のほう、いま手配をしております。自動車局長は間に合えば来ると言っておりますが、大臣のほうはいま手配しておりますから、もし見えましたら、それを保留しておきますから……。

○門司委員 見えましたら私はいつでもやりま

○龜山委員長 次に、小濱新次君。

○小濱委員 私は御審議中の道路交通法の一部を改正する法律案について若干質問をいたしたいと思ひますが、最初に鈴木交通局長さんと少し一対一で質疑をしたい、こう思ひますから、お答えいただきたいと思います。

先ほど長官が言われました事故件数千万件ですが、そういう話も聞いたわけでありますが、その点について、いま全国で免許証を持つておる人の数字と、それから新規あるいは書きかえ等の数字と、それから精神異常者と目される数字と、その三つについてお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木(光)政府委員 お答えいたします。

先ほど長官がおっしゃられましたのは、違反件数が四十一一年の間に一千万件ということでございます。

それから、お尋ねの免許証を保持している者の数でございますが、これは約二千三百万人ということになっております。

それから、お尋ねの中で精神病患者等の数があつたと思ひますが、免許保有者の中に精神病患者が何名おるかというのはいまはわかりませんが、厚生省で調査した調査結果によりますと、精神病患者も含め、精神異常者も入れて、全国民の中に約一％の精神異常者があるという数字が出ておりますので、二千三百万人の免許人口にもしかりに当てはめることができますとすれば、二十三万程度はおるといふ数になるわけですが、しかし運輸免許をとる者が必ずしもその数字に当てはまると思ひません。思ひませんけれども、いままでの事故の実態の中から分析してみますと、精神病等の身体的な欠格事由によつて事故を起こしているという事例が相当数ございします。免許を保有している者の中で、身体的な欠格事由に該当する者がおそらくまだまだあるのではないかと、いふふうに私も考へております。

○小濱委員 この間、朝日に出ておりましたこの調べによりますと、警視庁からの発表は、所持者が二千二百万人、それから申請あるいは書きかえ

の人が八百万人、精神病患者はそのうち二十万人、このように警視庁から発表があった、こういうふう書いてあります。これは朝日の六月二十四日付です。

私はこれからその自動車の免許の申請時に添付する精神鑑定についてお尋ねするわけであります。この二十万人に近い精神病患者がいる。これはただごとではないと思ひます。その中にはいろいろな種類の人があると思ひますけれども、どちらにしてもこの事例がたゞさんあちこちに起こつております。大事故を起こした、たとえば横浜の西口で、えらい混雑の中に人かん持ちの運転手が突っ込んで、えらい事故を起こしたこともありますし、関西方面の例も出ております。そういうことがまた起こつていくわけでありますが、この二十万人の精神病患者に對して、どのような対策をお考へになつておるか、お答えいただきたいと思ひます。

○鈴木(光)政府委員 免許保有者の中に精神病等の身体的欠格者が相当数含まれておるのではないかと、いふことで、あらゆる機会にそれを発見すれば排除してまいりたいと思つております。

従来警察官がこの疑いのある者を発見いたしました、その発見した者につきまして、さらに専門医等の診断を受けて、精神病等の欠格事由があるというところを発見して免許を取り消すという事例が、これも相当数ございします。そこで去る四月一日から、免許申請時に診断書を添付する制度を設けたわけでございますが、これは従来警察官がい

知のように全国で非常に数が少ない、三千数百名の専門医しかおられないというところでございますので、私もできれば専門医の診断書がほしいのでございませうけれども、二千何百万人が三年に一度更新するわけですね。それから新規の免許申請者を含めて、毎年九百万人程度のものが免許申請をするということになりますと、この数ではどうも専門医の診断を受けるという事はできませんので、やはりそういう方面の知識を持っておられる一般医師の御協力も仰いでやろうというのがこの制度のねらいでございます。そのほかに、事故を起こした人なんかした場合に、臨時適性検査という制度がございまして、それによって専門医の診断を受けて、事後の措置ではありますけれども、事後に排除するという措置もあわせてやっておる次第でございます。

○小濱委員 なるほど、三カ月前に新しく施行規則が出ました。それによりますと、今度からは精神科、アルコール、てんかん、精神薄弱、麻薬などの中毒者でないという医師の診断書が必要になる、こういうふうに書いてございませう。しかし精神鑑定資格のある医師は、獣医と歯科医、これ以外はだれでも書けるのだ、こういうふうに書いておるわけでありませう。この点間違ひございませうか。

○鈴木(光)政府委員 いまの医療制度から申しますと、国家試験に合格した者は医師になつておりまして、その国家試験には精神科等の者も含めた試験を行なつておるといふことでございまして、当然精神科等その他法律に規定しております一般の資格事由につきましても知識は持つておられる、一般の医師といへども持つておられるという前提に立つての処置でございます。

○小濱委員 きょうも何百カ所の試験会場で何万人の人が試験を受けておるわけでありませう。その人たちは、その医者から精神鑑定のついた診断書をもつて試験会場に行くわけですね。先ほど話がありましたように、とにかく一千万からのいろいろな事故が起こる、そしてその責任を感じな

くてはならない私どもが、こうやって一つの法案について質疑を行なつておるわけでありませうが、どうしたならばこんな事故が未然に防げるであろうか、こういうことでいろいろと努力をした結果、今度の新しい法案が出た、事故防止のための法案である、このように私どもは理解をして協力をしておるつもりであります。その事故の内容を掘り下げて探求してみますと、いろいろな問題がありませうが、その一つにこの精神鑑定の問題があったわけでありませう。そこで、その医者はどういふ内容あるいは基準の上に立つて精神鑑定を行なつておるのであるか、こういう心配も出てくるわけでありませうが、非常に経験の深い、内容の詳しい交通局長でありますから私はお尋ねするわけでありませうが、その点について知つておるところをお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木(光)政府委員 免許申請時に診断書を添付する制度につきましては、一般医師でそういうことができるかという御批判が従来からもあるわけでございますが、先ほども申し上げましたような理由でこういう制度をつくつたわけでございます。お話ししたとおり、事故の原因になつておるものをできるだけ事前に排除したいという配慮からこの制度をとつた次第でございますが、現在まで実施しておりますが、その間に若干、一般医師といへどもこの資格事由を発見いたしました、確かにそういう診断をしてきておる事例も出てきております。こういうことでございませうので、私どもが期待いたしました広く浅くという効果が漸次出ておるものというふうにご覧いただいております。

○小濱委員 試験場の近くにある医者が、一枚五百円ぐらいで乱発しているという事実があるのです。それから診療所等では何か五十円ぐらいでこの診断書を書いてくれる。町によつてはまた二百五十円ぐらいのところもあるようでありませう。こういう乱発している事実を局長さんは知つておるかどうか。

○鈴木(光)政府委員 保健所等でこの診断書の料

金が一般医師に比べて安いという事は確かにあるかと思ひます。したがつて、大体日本医師会のはうでこの診断書を発行する料金につきましては一応の指導をされておりましたが、標準の診断書料金があるわけでございますが、やはり若干価格の高低はあるようでございます。そこで、乱発しているという事例につきましては、私どもはあくまでこの制度は医師の良心を期待しておるわけでございます。そういう期待のもとに実施しておりますので、かりにそういう事例があるといひますれば、まことに遺憾だといふふうに考える次第でございます。

○小濱委員 設備もないのにそんなに簡単に鑑定が下されるということは、まことに危険だと思ひます。また、でたらめともこれは言えると思ひます。いろいろと調べてみますと、精神鑑定なんというものはそんなに簡単なものじゃない。あとでもまたその事例をあげたいと思ひますが、二カ月前も三カ月前もかけて、しかも一万元以上の診療料をかけて初めて精神鑑定はできると医学会が発表されております。反論してきております。そういうことがあるにもかかわらず、いまお話ししたようにしたような内容で発行されているとするならば、これは乱発といわざるを得ないと思ひます。そういう事実を局長は知つておるかどうか、こういうふうにお尋ねしたわけでありませう。その診断書を取りに来た、医者がそこで設備もないのに簡単にいひゆる乱発方式で診断書をつくつて本人に手渡す、そういう簡単なものであるといふふうについてお尋ねするわけですが、この点も御存じでしょうか。

○鈴木(光)政府委員 この制度は、御指摘のように専門医が十分時間をかけて診断をするといふことが理想だと思ひますけれども、私どもがこの制度で期待しておりますのは、一般医師による問診といふことを期待してございまして、これは御承知のように理容師法とか調理士法とか医師法にもありますが、その他これらを含めまして十九種類ばかりの法律で、これと同じような制度

をとつておるわけでございます。その際に、やはり問診といふことを前提にしてすべてできておるわけでございます。その程度のいわゆる問診といふことで広く浅く疑いのある者を発見して、いろいろの専門的な知識によつて疑いのある者を発見していくといふことで、疑いが出ればそれを専門医師のほうに回して精密な検査をするといふことだと思ひます。そういうわけで、そういう非常な観点からございませう。ただ、運転免許者の数が非常に多いものですから、その数との関連においていろいろの問題点が浮き彫りにされたと思ひます。ございませうけれども、考え方としては同じだと思ひます。

○小濱委員 麻薬中毒患者をどうやって見分けられるか、それからてんかん持ち、精神薄弱者、精神病患者、非常に健康体に見えるときもありません。心筋梗塞と云ふ者もあり、そういうこともあります。とにかく、もう私も押さえることができないような力を出してあはれ回るといふような場面にも直面したことがありますが、こういう人たちがいま二十万人、局長のことばですと約二十三万人おられるといふことでございませう。そこでその人たちは、はたして免許証をとつてからそういう病気に罹つたか、あるいはまた簡単な乱発主義でお医者さんが発行された診断書によつて、それ以前からそういう病気を患つた人がその後免許証をとつた、こういう人もあるかもしれぬ、そういう点でこれから対策を考えていかなければならぬかと思つて質問をしておるわけでありませう。たとえばお医者さんが、この人は精神異常者だな、こゝろが狂つたときにおいても、その自動車免許証取得に來た人、その人に、不適格者であるといふ診断書を渡せるかどうかですね。これを渡すこと自体は非常識であると思ひますけれども、医者とすれば人情で、あるいはまたいろいろな関係でやむにやまれず渡すか

もしませんが、そういう点、私どもは非常に疑問を持っております。こういう掘り下げた問題もよく御存じであろうか、そういう事実があるかどうか、御存じかどうか、この点に対する考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○鈴木(光)政府委員 この制度につきましてはいろいろ御意見があるかと思ひます。そこで、私どものほうといたしましては、これで一応、先ほど来申し上げておりますように、これなりの効果があるというのを考えておいたものでございしますが、なおより効果的な方法があれば、それに移行することにやぶさかでないわけでございまして、現在、日本精神神経学会と警察庁との間に両者から委員を出しまして、道路交通と精神異常に関する対策協議会というものを設けまして、事前にこういう身体的な格差を排除するためにさらによりよい方法があるであろうか、それから事後にはどうしたらいだらうかというようなこともあわせて検討をしておりますので、現在のこの制度よりもより効果的なものがあると思ひます。それば、それに移行することについてはやぶさかでないわけでございまして、いろいろ御意見をお聞きしまして参考にしてまいりたいと思つております。

○小濱委員 このことはまことに違法性をはらんでおる、このように思ふわけであります。精神鑑定が十分や二十分で見分けられない、これはもう当然であります。そのことが、できないことが当然であることが行なわれているというところは、これは先ほども門司委員が話をしておられました。その懸念される責任はやはりその衝に当たったもの、これは政府の責任である、このように言っておられました。が、やはりこの問題の衝に当たっている警察の責任も追及されなければならぬ、こう思ふわけですが、そうした問題が起こっているというこの事実、これは医師法に医者自体が違反してはいないかどうか、この点についてもう一度お答えいただきたいと思ひます。

○鈴木(光)政府委員 この制度によって医師が診

断書を書くことにつきまして、医師法に違反していると思つておりません。

○小濱委員 先ほどから申しているように、二十万人の人たちが精神異常者であるわけですね。これはもう免許証をとる前からの人の中にもいるだろうと思ふわけですが、そういう人たちにもし乱発されていくという、その事例がいろいろ載つておりますが、そういうことを通して、私はいま医師法に違反してはいないか、こういうふうにお尋ねをしたわけですが、まあそれは局長の立場でありまして、中にはお医者さんでも非常に間違つた心掛けの人もおるようです。にせの診断書で出さずして、執行停止になつて釈放された。にせの診断書が出されて、いつか釈放されたり、これも新聞に出ておりますが、こうしたこと、あるいは一時釈放中の暴力団が偽りの診断書で延期、診断書を発行した医師は罪に問われている事件、こういう事件があるわけですが、これは内容は違つていても、違法性の可能性については免れない事実である、こう思ふわけですね。そういう点で鈴木局長さん、もう一度お答えいただきたいと思ひます。

○鈴木(光)政府委員 お話のような事例につきましては、やはり問題だと思ひます。当該医師が故意または過失によつて偽りの診断書を書くという事になりますれば問題だと思ひますけれども、私は、一般論として、診断書を書くことが医師法に直ちに違反するということではないというふう

に申し上げたわけでございます。なお、先ほど来からいろいろ御意見の中に出てまいります二十数万人という数でございすけれども、これは厚生省の全人口に対する割合から一応推定をして、あるいはその数をそのまま当てはめればそのぐらゐな数があるかもしれないということでございます。私はやはり免許をどうとらして、おる者が明らかに精神病者であれば、家族も知っておりますし、そういうことで、その数はそれほど少なくなつておるといふふうに考へております。それを医師の診断によりまして、さらに疑い

のあるものを発見していくための制度であるといふことでございします。

○小濱委員 また蒸し返すようになりますが、あなた先ほど二千三百万人免許を持っている人がいる。新聞には二千二百万人と出ております。それから精神異常者はあなた先ほど約一割、二十三人、新聞には二十万人と出ておる。それから先ほどお話をあつたように、一千万件、そのうち五百万件は注意を与えて、そして許している、こういう話がありました。これはもう数字がでかいし、推定、確証のない数字であるといふことはわかります。でも、みんな近いですね。二千二百万人と二千三百万人、二十三人と二十万人、こちらは警視庁発表と、こう書いてある。

こういうことですが、私どもはもう事故をなくしていかなくちゃいけない、人間尊重、人命尊重という総理の方針とあり、あるいは一億国民総ぐるみの運動を起していかなくちゃならない、こういう精神に立つても、私どもは何とか一つ、もうシラミつぶしのやうに問題を処理していかなくちゃならない、こういうふうに思つて

いるわけなんです。局長さんも、一番詳しくその衝に当たつておられる方なんで、ひとつもう少し真剣にこのことを考へていただき、また答弁をしていただきたい、こういうふうに思ふのです。で、いまのような局長の答弁であるならば、これは精神鑑定、診断の制度自体、医師に対して警察が法律を犯すようにさせていることになるんじゃないか、私はこういうふうに考へられるわけですが、問題が問題であります。慎重にひとつ考へていただく必要はない、こういうきびしい質問をいただく必要はない、この点についてお答え

○鈴木(光)政府委員 免許保持者の中に相当数の身体的な欠格者があることを前提にいたしました。制度でございまして、精神病等につきましては、できれば私どもは専門医の厳密な診断を受けて、申請書にその診断書を添付させたいわけでございます。しかし、そういうやうな制度をとりま

とにつきましては、非常に多くの免許保有者の方に非常な経済的負担もかかるといふことになりまします。先ほどから申し上げておりますやうな問題という一つの方法で、広く浅くという考え方で、他の法律にならつてこの制度をとつたわけでございます。できれば私どもは厳格な、厳密な診断をした上でそういう身体的な欠格者を排除したいといふことを考へておるわけでございます。

○小濱委員 順法精神に最も忠実であるべき警察が、このやうな違法性を含む制度を出しているといふことは許せないと思ふのです。そういう点で、いま局長のお答えをいただいたわけですが、まだお答えの中に、私はほんとうに実情を知つていないのだなあ、また衝に当たつた者として、私のほうの感じでありまして、まだまだ真剣さが足りないのじゃないか、こういうふうなことばの中、態度の中から感じられるわけでありま

す。もう一つあります。これは大阪の北野病院の神経科の部長さんの発表であります。これによりまして、精神鑑定は、まず第一に、本人のほかに必ず家族の来談を求めなければならぬ。あるいはまた、原則として前歴を知つてゐる子供のときからのかかりつけの医師に書いてもらふべきである。書きかえの場合は三年間の事故歴が記入されている現在所持の免許証を提示させる。無事故ならまず安心。疑わしいものは徹底的に調べる。脳波、心理学的検査、経歴調査、職場の長、同僚、親族の証言などを参考に、こゝまでやらなければならぬ。精神鑑定はできない。あるいはまた、二カ月前には三カ月の通院と一万元以上の診断料を受けなければならぬ。精神鑑定は絶対にできない、こういうふうな反論しているわけですが、これがほんとうの精神鑑定書の書き方だといふことですか。ところがいまはそうじゃない。獣医と歯医者以外はだれでも書ける。設備もないところでもどんだん乱発をされて、全国で幾つもの何万人という人がその診断書を持って試験場に行つてゐる。こういうことが、今

後また交通戦争が非常に激しくなるであらうという前途に暗影をたらすわけであります。そういう点でいまから策を立てていかなくちゃならない、こう思つて質問を申し上げたわけでありまして、長官、こういうわけです。そこで長官としては、いまお聞きになったような内容でありまして、どのように総体的にお考えになっておられるか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○新井政府委員 御指摘のように、この精神鑑定あるいはその他の欠格事由の診断書を添付させるという問題が、あまり完全な制度でないことは私も十分承知いたしております。前から、こういう危険な、スピードのある自動車を運転する者が精神病者であつたり、てんかん持ちであつては困るというところで、各方面から強い御要望もあり、国会からも強く指摘されておりました。不完全であつても、しかし一歩前進ではないかというところで採用いたしましたので、ただいま御指摘のような欠陥があることは承知しております。また医学界からもこれについて、このまま放置することはできないという強い要望がございまして、私どもも、お医者さん自身がそうやって熱心になつていただくことはもちろん望ましいことでございまして、先ほど申し上げましたように、精神医学の専門家とわれわれとが少なからずとも一ぱいかりまして、いま私のはうの科学警察研究所で開発しております診断の方法なども含めまして、より確実な方法を生み出すように努力をしてまいつてもうございします。

それから、先ほど交通局長からお答えがありましたように、いまお尋ねの趣旨とまさにそのとおり、不意な回答をいたしましたので、私から訂正をいたしておきますけれども、お医者さんが故意で間違いと知りながら診断書を書くということとは、これは犯罪でございすけれども、過失によつてやるということとは、私はこれは問題すべきではないと思つております。これはただいま申し上げましたように、たいへん不完全なことで、要するに相手方の申告をもとにいたしまして書くこと

いうことを前提としておりますから、一般に非常に常識だと思はれるものでない限りは、問診、あるいはいま御指摘になりましたように、新聞等に投書がございしましたけれども、自分は精神病の専門医ではないけれども、自分にかかりつけの患者ならば間違ひなく診断をしてみせようというお医者さんの言明もございすので、そういうことを前提として考えておりますので、大部分の場合はこれで間違ひないんじゃないかと思つております。お医者さんに言わせると、一%ぐらいしか欠格者はいないんだ、だから九%当たるのはあたりまえだ、こういう御意見もありまして、ごもっともだと思つたのでございすけれども、国民が全部そういうことで心配をしておられる何にも手を打たないというところでは申しわけないし、警察官がやるよりはお医者さんがやるほうがずっと信頼性があるだろうというところでやつておりますけれども、御指摘のように、決して完全ではありません。この医師会側の積極的な協力がございすので、この一年ほどの間にはきつと数歩前進したい制度がとられるんじゃないかと思ひます。

それと同時に、私は、御指摘のような精密な鑑定というものはすべての免許の申請者に全部課するというのは不均衡だと思ひます。やはりある程度の事故を起こした者をつかまえて、それを契機に精密に鑑定をするというのがやはり均衡のとれたやり方ではないかというふうに思つております。申請者の経済的な負担もございすので、ここいらも考えてやりたいと思ひますけれども、お医者さんにして責任を全部負わせるなどという料金は毛頭ございせん。許可をするのは公安委員会でございますから、われわれが許可については原則として責任を負うべきものだと思つております。

○小濱委員 最後に国家公安委員長にお尋ねいたします。いまお聞きのとおりでございす。したがつて、このような形式的な制度は無意味であらう、そのように私も考えるわけでありす。それ

は健康体の人に対してはやはり簡単な診断書を書くというところは、これは望ましいことです。しかし、これからどういう人がどこまで、その問題の人が発展していくかわかりません。そういう前途を考へるならば、これはこのままこの制度を続けたいのであるとか、続けるべきかどうか、非常に疑問を持ってくるわけでありすが、ひとつ公安委員長のお答えをいただきたい。

○藤枝國務大臣 まず第一に、先ほど来お話しになっております運転免許者の中に二十万程度の精神病者等が居るのじゃないか、これはあくまで推定のことでございすから、おそろくもつと少ないと思ひます。実はその大部分というものは、従来こういう診断書もつけてないで運転免許を受けた者が大部分なわけでありす。したがつて、この診断書添付の制度をとりましてから、しかも診断書には正常なものでありながら、精神病がいたというようになつてしまつては、これはまだ四月に始まつたばかりでございまして、的確に把握はできないのではないかと思ひます。いづれにいたしましてもこういう精神病者等は免許を与える前に排除することが妥当なわけでありす。その中で、そういう意味においては、やはり警察官等ほとんどに医学に何らの知識を持たない者よりも、少なくとも精神病について、専門家ではなくても基本的な基礎的な教育を受けておられる医師の診断書というものが、警察官がそれを勘でさがすよりもっと的確ではないかというところで、この制度をとつたわけでありす。少なくとも一%の精神病者をさがすために九九%の申請者の方々に非常に重い負担をかけるということとは、これはいかかというところでございす。したがつて、これは私がかといふことでございす。意味においてお認めをいただきたいと思つたわけでありす。

既存の免許者につきましては、その中における精神病者の発見その他につきましては、あるいは交通取り締まりその他におきましてできるだけそれを見つけて、そうした危険なドライバーを排除する

という方法はとつていかなければならぬと思ひます。で、四十四年から始めますポイントシステムのことのできますれば、その運転者の事故歴というものが一目でわかるようになりますから、その中の特殊な者についてはそれは正確な専門家による精神鑑定もやるといふようなことで排除をしてまいりたいと思つた次第でございまして、いづれにしましても、できるだけ精神病者を事前に排除するといふ意味におきまして、一歩前進としてこの制度であることを御理解いただきたいと思つたわけでありす。

○小濱委員 長官にお尋ねいたします。この間参考人の方がおいでになつたとき、川口の市長が申しておりました。国道における事故が四%増加した。それに比べて県道、市道は二七%——たしかそうであつたと思ひますが、その激増に対して理由を参考のために聞かされたならば、きょうは国道はどうかそこで何時から何時まで検問を設けているとどこでわかつたので今度はこちらへ回つてくるので、こういう事故が起るのです。そういうことで大きな差ができていくわけですね。この場合、国道でやっている場合には県道と市道はどうかという手を打たれるのか。非常に事故発生件数が多いので、この点に対する対策も必要であると思つたわけでありすが、お考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○新井政府委員 この道でも大体は大通りを自動車がいままで通つておりましたけれども、いま御指摘の取り締まりだけでございまして、右折禁止、左折禁止という規制がございす。そういうものをやりますと小さい裏道に自動車が入るといふのが、いまのちよつとした都市及びその近辺ではだんだん共通の現象になりまして、したがつて、私も私どもとして一番やらなければならぬこととは、川口の市長さんの設例でいえば国道の規制あるいは取り締まりと同時に、裏道である県道、市町村道の規制なり取り締まりも並行して行なわれなければならないということでありす。

す。市長さんはわかりやすく取り締まりのことだけをおっしゃったようでありすけれども、実は規制とも関係がございまして、たいへんむずかしい問題であります。

一番被害を受けているのは実は埼玉県でございます。まして、ほかの県も大なり小なりそういう事情はありますけれども、埼玉県が東京の近郊であるためにそういう点では一番し寄せを食っている。したがって、警察官が足りないために裏道まで十分な取り締まりの手が及んでないという実情でございます。また、われわれとしても、お認めをいただきます。増員の配分につきましては埼玉県に重点的に配置して、そういう裏道までも手を回せるようにしたいというふうに思っております。それと同時に、先ほど来いろいろ問題になっております安全施設なり、われわれのほうでいえば信号機等の整備をこの際そういう道にも及んでやっていかなければならないというふうに考えております。

○小濱委員 その点についてはこれで終わります。

一つ国家公安委員長にお尋ねしたいと思いが、激増する交通量によって起こる交通障害、交通事故の多発は交通戦争ということばを生み、その安全対策は、人種、国境を越え、人間の大きな悲願となっている。しかるに交通事故は増加の一方であり、先ほど話が出ましたけれども、非常に責任のある立場に置かれておられるわけであり、当然公安委員長としては交通事故防止対策をもっと真剣に考えなければならぬ、こういうふうな思いが、一生懸命やられてきたことはわかりますが、より以上いろいろときびしい批判の声にこたえて戦っていかねばならないわけであり、この際公安委員長の御意見を聞かせていただきたいと思います。

○藤枝國務大臣 交通事故防止につきましては、これはもう各方面が一致してやらなければならぬ問題でございます。まず第一に道路の整備をしなればならぬ、あるいは歩行者の安全施設

をさらにさらに充実していかなければならないという問題もあると思ひます。あるいはまた、運転者並びに歩行者の交通に関する教育の問題もあると思ひます。また私も警察としては取り締まりと指導ということだと思ひます。均等のあるやり方をしなければ、どうしても交通事故は防止できないと思ひます。そういう意味におきまして、政府といたしましては、これら関係各省が一体となりまして、そうした問題の解決に当たっております。

また、道路の整備にいたしても、歩行者の安全施設にいたしても、不十分な点もございします。これらは至急にさらに検討を重ねて、十分に充実していかなければならないものと思ひます。また、私も警察といたしましては特に指導に重点を置きまして、事前に交通事故を防止するための努力をさらに重ねていかなければならないと考えております。

○小濱委員 御意見はよくわかりましたが、いろいろとちまたでも真剣にこの問題を考へているようでありまして、この辺でやはり長期的な構想を示していかなければならない一つの時期を迎えていると思ひます。そういう点でこの前もジョンとか抱負とかいうことばもございしましたけれども、何か抱負、意見、そういうお考えがあったらばこの際お聞かせいただきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 ただいま申しましたように、各般の施設あるいはさらにいえば、たとえば自動車の構造等についてのいわゆる通産省の指導等も、安全施設についての問題もあると思ひますが、いずれにいたしましても、道路につきましては、御承知のように新道路五カ年計画、六兆六千億の計画をつくりまして、歩行者安全施設については三カ年計画をつくりましたが、この三カ年計画ではまだまだ不十分だと思ひます。反則金をこういうのに充てるについての門司さんのいろいろな御批判はありましたが、市町村あるいは都道府県の単独事業としての歩行者安全施設というよう

なものもさらに充実していかなければならないわけでございます。要は、根本は道路でございますが、道路そのものの整備といひましても、六兆六千億ではたして激増する自動車に対応できるかどうかという点については、さらに検討していかなければならない問題があると思ひます。そういうことを施設の面におきまして充実すると同時に、やはり運転者あるいは歩行者の交通安全に関する教育も充実し、また取り締まり面におきましても、先ほど申し上げましたように、未然に事故を防止するという態度でもって、そうして国をあげて取り組んでおります交通安全対策の中で、政府としてやらなければならぬ問題を早急に解決していくことが最も必要であると考えております。

○小濱委員 反則金の問題でいろいろ伺ってまいりまして、質問も相当出ましたので、理解を持っておりますが、今度逆に被害者の救済対策も考へていかなければならないと思ひます。

私は車は運転したことはありませんが、自動車損害賠償責任保険の制度があるそうです。これが加入は義務化されたがら、まだ二〇%あるいは三〇%の未加入者がいるという話を聞いておりますが、この点はどうか。長官、お答えいただけますか。

○龜山委員長 小濱君、これは運輸省の問題ですが、政府委員がお答えから……。

○小濱委員 そうですか。失礼いたしました。私どもが交通事故だという知らせを受けます。まず第一に相手を開きませんが、どうだ、保険はあるか、こういうふうに関わります。そうすると、保険がないとなると、これはまたあとえらい問題が起るわけです。そういう点で、ひき逃げされて何らかの救済されない、そういう人たちに對する政府補償ということも考へていかなければならぬわけですが、この点については、公安委員長、どういうふうにお考えになっておられるでしょうか。

○藤枝國務大臣 自動車損害賠償責任保険に關連

してのお尋ねでございますが、あれは保険をかけたとしてそれを国家が再保険をやっておるわけでございます。そういう意味におきましては、やはり国家が関与しております。いまの限度額の問題は、いろいろあります。今回は百五十万を三百万に引き上げようという企画でございます。もし三百万に引き上げられましても、それでは現在の人間の価値からいまして十分とはいえないと思ひます。

いまの二割以上保険に入っていないのがあるという御指摘でございますが、私の記憶ではそんなにないように思っております。ただ、新しく昨年からつけ加えられましたバイクの小型のやつにつきましては、これはまだまだ十分に把握されていないように私も承っております。

いづれにいたしましても、こういう保険制度は加入者の負担も考へなければならぬと思ひますが、こういう保険制度を拡充いたしてまいりまして、そして、できるだけ被害者の保護になるようにつとめていかなければならないものと考えております。

○小濱委員 御答弁いただきました感謝いたしますが、あと、ひき逃げされて何らかの救済されないという者に対しての政府補償の充実ということ、公安委員長にもう一ぺん伺いたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 私の記憶に誤りなければ、ひき逃げされた方についても自賠法の適用があつて、保険が受け取れるような道が開かれておると記憶いたしております。

○小濱委員 とにかく加害者、被害者、この問題が起つて、よく相談を受けますが、現実的には泣き寝入りになつていふような事件も相当あるわけですね。そして、しかたがないといふ人、あきらめ切つて、生活保護なんか受けていふ人がおられます。これは問題だ、こういうふうなわれわれは感じておるわけでありまして、いま委員長の言われたようなそういう確信のある内容であるなら、これからは心配ないであろう、こう思ひますけれども

も、やはり反則金の問題とあわせて、この被害者に対する救済対策も一応は考えていかなくちゃならないのではないかと、こういうふうに出てくるわけですね。

最後に、もう一つだけお聞きしたいのでございますが、この前、本会議でうちのほうの松本議員が御質問いたしました。そのときに、総合的に交通安全を研究するための交通安全研究センターですか、こういうものを設置する考えはないかどうか。このことに対して総理大臣は、「研究センター」という御提案がございました。私は、確かに、この事故防止研究センター、これは一つの検討すべき御提案だ、かように思っております。十分ひとつ御意見も伺いながら、さらに掘り下げてみたいと思っております。」と答えていただいたわけですが、この点については公安委員長はどのようにお考えになっておられるか。最近、町中でもいろいろその問題が起ころうとあります。交通安全研究センターの構想、あるいはまたこれに類似するような内容、組織体系と予算等、全部詳しく書いたそういうもの、パンフレットが出ておまして、私もそれを読むたびに、これは時だな、一日も早くやはり政府でこういう問題は取り上げて対策を練っていかなくちゃならないが、幸い今度総理大臣からあのような御答弁をいただきましたので、本委員会でもひとつ取り上げ、国家公安委員長の御意見も伺いながらこれから大いに進捗を見ていきたい、こういうふうに思っていますので、最後に、お答えいただきたいと思っております。

○農林省 現在の交通事故関係の研究をいたしておりますのは、警察庁の科学警察研究所あるいは建設省の土木研究所、それから運輸省の船舶技術研究所、通産省の工業技術院の機械試験所、労働省の産業安全研究所などがございまして、これらの点につきましては非常に密接に、たとえば交通安全という問題については、これら研究所が密接な連絡をとりながら研究を総合的にいたしております。しかしながら、そうしたものを

さらに総合して交通安全研究所というようなものをつくったかどうかという御意見が、相当詳しい内容によつていろいろ議論をされておることはたまたま御指摘のとおりでございます。はたしてそういうことがいかにどうかという問題につきましては、交通安全の一元化という問題もありまして、いろいろ検討を重ねなければならぬと思っておりますけれども、今後科学技術庁等と十分連絡をとりまして、そうしたものがはたして効果的なセンターになり得るかどうかにあつて、これを研究してまいりたいと思っております。

それから、よいことをつけ加えて申しわけないのですが、先ほどの保険の問題に関連いたしまして、御承知のように、自賠法には自家保険という、相当台数を持つておる営業車には自家保険を許しております。この点がいつもよく問題になる。いわゆる会社の事故係と被害者の方のいろいろな力関係や何かです。でありますので、こういう点では今回やりまして交通相談所というようものを拡充いたしまして、こういう被害者の保護にさらに万全を期したい、かように考えております。

○小委員会 以上で終わります。

○農林省 次、林百郎君。

○林委員 大臣にお聞きしますが、反則金の制度ですね。これは交通事故防止のためにやるのですか、それとも、提案理由にあるように、大量に発生する自動車の交通違反事件を迅速かつ合理的に処理するために設けるのですか。どっちですか。

○農林省 交通事故防止の目的をもつて大量に発生する道交法違反の事件を「迅速かつ合理的に処理するため」ということでございまして、あくまで最後の目的は交通事故防止というところでございまして。

○林委員 どうして反則金の制度が交通事故防止になるのですか。罰金を早くとるからって、交通事故防止にならぬでしよう。罰金だか何だかそれは取る金の性格は問題があります。私は罰金と言いますけれども、要するに反則金を「迅速かつ合理的に」取ると、どのようにして事故が防止されるのですか。

○農林省 要するにこれは現在の道交法違反のうちのこうした反則行為という範疇に入るものについてこういう制度を設けたわけでございまして、要するに道交法自体が道路交通の円滑をはかつて事故を防止するという目的でございまして、ですから道路交通法全体が交通事故防止のための法規でありまして、その中における反則行為というある範疇を設けて、これについてはできるだけ迅速に、また運転者にたくさんの日時をかけるようなことのないようにしていくことでございまして、道交法自体がいわゆる交通事故防止を目的としているものでございまして。

○林委員 言うまでもなく、道交法の中にはそういう交通安全を確保するための条文と、それからそれに違反した者の処罰に関する規定とあるわけですよ。そういう道交法に違反した者の処罰に関する法規、それに関する部分を徹底的にやるからといって、どうして事故が防げることになるのか。それは理屈にならぬと思うのですよ。要するに交通事故の全責任が、いかにも交通労働者、労働者にあるようにして、それを取り締まれば交通事故が防げるような、そういう一般の人の関心をそっちへそらす意図があるんじゃないかというように私は思われるわけです。

そこで問題は、今度の改正案に非常にいろいろな問題がありますので聞いておきたいわけなんですけれども、これが行政的な行政罰になるかあるいは司法刑罰であるか、いろいろ議論はありますけれども実際の取り扱いとして、これが一定期間内に納められないと、そのときに刑事手続に移る、こういうことになっているわけですね。そうするとこれが一定の期日に反則金を納められなければ、そこで初めて検察官が起訴手続をするのですか。

○鈴木(光)政府委員 通告いたしましたから一定の期間に納付されないと、警察官が検察官に事件を送致いたします。

○林委員 だから事件を送付すれば必ず検察官は起訴しなければいけぬですか。御承知のとおり、検事には起訴の便宜主義があつて、事情によつては起訴しないこともできるわけでしょう。ところが反則金に関する限りは、期日に納めないからといって警察官から送付されれば、検事は必ず起訴しなければいけぬですか。

○鈴木(光)政府委員 当然そういうことにならうかと思つております。

○林委員 それじゃ刑事訴訟法で規定されている検事の便宜主義を、警察官が左右することになるんじゃないですか。

○鈴木(光)政府委員 私は質問の要旨を間違えましたが、警察官が検察官へ送致いたします。そういうことにならうかと思つております。

○林委員 あなたは何を言っているのだ。いいですか。検事は、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」とあるのですよ。これは刑事訴訟法の第二百四十八条です。反則金が、検察官に書類が送付されたときに、これが適用になるかどうかというのですよ。

○新井政府委員 おっしゃるとおり、起訴便宜主義を否定するものではございません。

○林委員 それじゃ一方では納めた者のほうが損をすることになるのじゃないですか。場合によつて、納めなければ便宜主義によつて不起訴になるものを、納めた者は必ず罰金というか、そのときには反則金を納めれば、反則金を取られることになる。反則金を納める者のほうが法律的な保護を受けられないことになってしまうのじゃないですか。そんなことができるのですか。

○新井政府委員 この制度そのものがそういう点の可能性を包蔵しておりますので、そういう制度になります。したがって、その反面、納めないうちに、より高い罰金を受けるという可能性もあるわけでありまして。

○林委員 そんなことを私は言っているのじゃないです。便宜主義によって不起訴になるという法の保護が刑事訴訟法にはちゃんと与えられているのに、その刑事訴訟法のその文句を必ずしもとることがない場合が、これでいくとあり得るのじゃないか。納めてしまふと納めなければならぬでしよう。それをもし納めなくて検事の手に移れば、不起訴になる場合もあるわけでしょう。そうすればなるべく納めなくて、検事の手に移れというのを奨励したほうがいいのじゃないですか。ところが警察官は自分で通告処分をすれば、人情として納めるよということになるわけでしょう。もし納めなくて刑事裁判の手続になれば、必ずその通告処分をした警察官は証人に出てきますよ。これはもうあなた方知っています。自分が通告したものを納めなくて、そして裁判をやった。それじゃひとつ情状を、自分の胸の晴れるようなことをやる、これは警察官だって人間ですから、そうするとあなたの言うように、反則金よりは重い刑罰がそういう場合には起きますよ。警察官の個人的な感情でそういうことがあり得るわけです。本来この訴訟手続というものは、検事が起訴して裁判所が判断する、こういう手続は何人も奪われないというところは憲法で保障されているのです。それがこんなあいまいな、納めれば反則金だ。裁判所なら罰金だ。それは国税犯則取締法にも何かあるとか何とかいいますけれども、しかし、あるからといってこれが許されるということではない。そういうことは、憲法に保障されているそれぞれの人たちが法律の手続によって裁判を受けるということを制限することにならないか、こういうふうに思うわけなんです。それでは、その点、あなたと最高裁の刑事局の方も見えに思っていると思うのですけれども、こういうあいまいな、行政罰なのか罰金なのか、裁判の判決の結果ならば罰金にもなり得るといふ、こういう制度を許していいのかどうか。しかも、警察関係者ですら、これは正直な気持ちと言ったと思うのです。これは検事に送れば、検事は必ず起訴し

ます、これがほんとの気持ちです。反則金を期限内に納めないから、警察官が書類を送れば、検事がこれを不起訴にしますよというところは、警察のほうの側としては考えていないと思うのです。そうすると、結局実質的には起訴権を警察官に与えたことになるんじゃないですか。略式の公訴権を警察官に与えたようなものになるんじゃないですか。こういう制度を一警察官に与えるということが、憲法やそのほかの法律によって民主的な権利が守られているたてまえからいって、許されるものかどうか。もう一度、警察側と最高裁の側に聞きたいと思うわけです。

○新井政府委員 最初から警察官は感情的に何でもやるんだという前提のお話でございすけれども、私どもはそうは考えておりません。いまでも現場の手続は切符制度でやられていることは御承知のとおりでございまして、その者が検察庁及び裁判所によってどういふふうに取り扱われるかということはいまと全然変わりがなく私は思っています。したがって、この制度に対するいろいろな御意見でございすけれども、私どもはいまよりそんなに被告側の権利を侵害するということにはならないと思ひます。ただ、当初、御指摘のように、任意とはいながら、ある程度の事実上の強制力を持ったと思われる反則金を通告して納付させる制度が、憲法上の条項に触れるか触れないかという点については、われわれもいろいろ研究いたしましたし、この間参考人からも御意見がありましたように、私はいまの法律の手続に従ってやる限りにおいて、憲法の条項には違反しないというふうに考えております。

○佐藤最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の点でございす、私どもは、昨年五月の下旬に、警察庁でこの要項を発表になりました後、検討してまいりましたのでございす、反則金の性格及び通告というものの性質はいかに考えたらいいかという点で、かなりそこところの検討に実は時間を要してしまつたのでございす、やは

納付というものが形式上は任意であるということにございまして、任意という意味が、反則金を払つてもよし、払わなくてもよしという任意というふうには必ずしも言えないという面があるように思ひます。むしろ反則金を支払うか、それをやめて刑罰を甘受するかどうか、その二者の選択の問題が起きはしないか。そうなりますと、はたしてそれが純然たる任意ということが言えるかどうかということから考えてきたわけにございす。裁判段階になりますと、もはや反則金を支払う機会はないわけでありす。そういうようなことを考えますと、やはり全体的にながめて見ますと、通告というものが、その処分性と申します、行政処分と見得る余地がかなり出てくるのではなからうか。内閣の御説明のとおりいろいろの説明のしかたも可能かと思ひます。これはやはり一つの行政処分というふうに考える余地もかなりあるのではなからうか、かように考えたわけにございす。そこで、もし行政処分と見て行政訴訟が提起されるということになりますと、かたがた刑事手続とそれから行政訴訟とが併存していくということになります。しかもその対象は同じ違反であるということ、両者の間に手続の混乱を来たすという心配をいたしておるわけでありす。そこで、この制度の中に司法的な審査の方法というものを規定したらどうかという点を一つの提案として申し上げてまいっておるような次第でございす。

○林委員 何だかわかつたようなわからないような答弁ですが、非常に微妙な立場にあると思ひますので……。

それじゃもう一つ聞きますけれども、検事の量刑は、もちろん警察が通告した反則金の額には左右されないで、検事の自由な量刑がなし得る刑事手続になつておる、そう聞いていいですか。

○新井政府委員 検事の処分について、先ほどから申し上げておるようになります、何らわれわれの今度の制度で規制を加えるものではございませ

○林委員 それから期日に納めない場合には刑事手続に移行する。かりに期日に納めるというのです、国税犯則のほうに手続があるように思ひます。たとえば、納めたくても納められない人、あるいは一部ならそのときに納められるが、あとの金額は延ばしてもらいたいという人、あるいは一部の金でなくて、全部の金がある程度まで延ばしたいという人、これは反則金という制度を是認した上での現実的な処置を聞いておるのですが、われわれはこの反則金の制度については反対ですが、その場合には納めないというところで刑事手続に移行されるのかどうか、その弾力性というものがあ

○新井政府委員 そういうことを前提として考えておりません。

○林委員 そうするとあなた方は反則金制度によって迅速かつ合理的に処理して、それによって便益をはかつてやるのだと言つておられますけれども、これによって違反者の便益をはかつてやるということも、金がなくて反則金を納めることのできない人は、この便益は享受されない、結局貧乏人は享受されない、おまへは裁判になるのだ、こう聞いていいですね。

○新井政府委員 私どもはそういう論理は考えておりませんで、運転免許証を持つて運転をしておる以上、歩行者その他に相当の害を与える可能性があるもので、その程度の準備は当然した上で運転すべきだという前提で考えておるわけにございす。

○林委員 反則金は一万五千円から一万七、八千円になるのですから、交通労働者がいつでも反則金の一万五千円もふところに入れておる人があります。もし会社から預かっておる金を納めたり、また会社から処罰される。適当な注意があるわけですから、あなたは警察がそういう考え方を持っているから、警察は公正だなんてわれわれ言えないんですよ。その場で納めることができな

五千円納めるのに、一万円できたけれども、あとの五千円がどうしてもできないということがあるでしょう。それを認めないということになれば、裁判に行けということがあるでしょう。(発言する者あり)それはあなた方は勤労者のことを知らないから、自民党の諸君は一万五千円がたいした金でないと思っているかもしれない。しかし、勤労者にとっては一万五千円というのは大金ですよ。時によつては一カ月の賃金に該当する場合がある。もっとまじめに考えてください。

次の問題ですが、免許の百四十四条の一項四号ですね。公安委員会が公聴会を開かなくて、要するに聴聞を開かなくて、公安委員会は、そのあらかじめ指定した医師の診断に基づいて免許を取り消すことができる、こういう条項を新たに設けましたね。これと百四十四条の公安委員会の事務委任がありまね。結局警察は、聴聞会を開かなくても、あらかじめ指定した医師の診断に基づいて免許停止をすることができ、免許停止じゃない、取り消しですね。こういう権限を警察が持つことになるんですか。

○新井政府委員 委任は、取り消しについてはやっておりますので、停止だけでございますから、いまの御質問の場合で言えば、取り消しにつきましては、従来と同じように公安委員会がやります。ただ、こういう診断の欠格事由でございますから、聴聞に及ばない。責任あるお医者さんの診断であれば、それを根拠にいたします、こういうことでございます。

○林委員 それは、形式的には、警察へ公安委員会が委任するとかしないとか、法律で規定しないとか、実際の業務は、公安委員会は警察のやったことの報告を受けている程度ですから、それはそれでいいでしょう。そこで、この新しく百四十四条の一項四号を設けた趣旨ですけれども、この第八十八条の一項、二項、三項、四項というのを見ますと、要するに免許取り消しされる理由、てんかんだとか口が聞けない者、あるいは政令で決める身体障害のある者であるんですけれども、このて

んかんなんというのだった、いろいろな種類があるわけですね。月に一回ぐらい、場合によつてんかんが起る、あとは正常な場合もある。口が聞けないといったって、口の非常によくしゃべれる人と、あるいはどもる人がある。そういう認定を、公聴会を開かなくて、お医者さんの判断だけできめるということになると、これはまた免許取り消しですから、それで生活している者はその生活権が奪われてしまふわけなんです。これはどうしてこういう制度を設けたんですか。

○新井政府委員 これは、いずれもお医者さんの診断に待つべきものであり、お医者さんの診断のほうが合理的であり、科学的であるということについては、本人をわざわざ呼び出してみなくても取り消しができる、またそれが実態ではないか。たとえば引例されました、口をきけないような者について、これがほんとに口がきけないのに、口がきけないというお医者さんの診断があるという、ことを前提にされれば別ですけれども、お医者さんの診断を信頼する限り、そういう必要はない。それから、また、てんかんについて引例されたことがございしますが、いまの道交法では、一時的なてんかんとそうでないてんかんというふうに、必ずしも区別しておりません。先ほど小濱委員からお尋ねのありました精神神経学会とわれわれとの研究でも、実はそれを問題にしよう、ある程度お医者さんの判断で、薬をこういふふうに飲んでい

る限りはだいじょうぶであるという証明ができれば、そういう者も運転させたらどうか、そういう外国にも事例があるから研究したらどうかというお医者さん側の提案もございします。われわれはそういうことを将来の問題としては考えておりますけれども、ただいまのところでは、そういう身体的な欠陥の者は、そのお医者さんの診断そのものずばりで判断していいんじゃないかというふうに考えておるわけでありまして。

○林委員 御承知のとおり、憲法には職業選択の自由があり、これは何人も奪うことのできない権利だ、こうこうになつてゐるわけですね。そういう

権利を、いままでは公安委員会が聴聞をしてやつたという、そういう慎重な手続があつたのに、何でもそれを取り消す必要があるのです。永久的にその人の免許を取り消してしまふんでしょ。医師の診断そのものずばりと言つたって、医師の診断というのは社会的判断をする一つの材料ですよ。お医者さんがそんなにオールマイティーじゃないわけでしょう。こうやって警察の権限を——これは実際は警察がやるんですから、公安委員とかんとかいふたつ。こういう制度をどうしても設けなければならぬ理由がどこにあるのですか。

それから、この条文の中にある「あらかじめ指定した医師の診断」というのは、どういうことなんです。このあらかじめ指定した医師というのは、それぞれの専門医なんです。さっきも小濱さんの質問にあつたのですけれども、それはそれぞ

れぞれの専門医を指定するのかわりか。これがいつどういう機会にその診断を出すのですか。お医者さんが、これはどうもてんかんだといつて持つていけば、ああそうか、聴聞会も開かないで、おまえは取り消すと、こういうことになるんですか。

○新井政府委員 あらかじめ指定したお医者さんが専門家かどうかという御質問に對しましては、まさにそのとおり、考えております。

○林委員 それから、どういう機会に医師がそういうものを出すのですか。出せば、あなたのは取り消すのですか。

免許を取り消されることになつてしまふじゃないですか。どうして聴聞会をやつてはいけな

○新井政府委員 どうも、どうしてそういうふうにおっしゃるのか、私よくわからないのですけれども、お医者さんは患者を見ないで診断などをするわけはございせんので、患者の身体にもさわりまじやうし、問診もいたしまじやうし、疑いがあれば器械にもかけまじやう。そういうことで認定されるわけがございまして、初めからお医者さんなんか当てにならないというところであれば別でございまして、しろうとの者が聞くよりは、お医者さんが聞いたほうが、そのほうの診断は正確である。それを重ねて屋上屋をやることはないであらう、こういう趣旨でござい

○林委員 あなた、そう言ひますけれども、たとえば、耳が聞こえないとか、目が見えないとか、口がきけないといふたつて、絶対的に目が見えないという医師の診断なのか、あるいは夕方になれば目の視力が衰えるというのか、口は絶対にきけないのか、非常に興奮した場合は口がきけなくなるのかどうか、弾力性のある診断書が出てくるんです。ここに、目が見えない、口がきけない、耳が聞こえない度合いなんて書いてないんですよ。医者だつて弾力性のある診断書を出すんですよ。それは憲法やそのほかの法律や社会的ないろいろな条件から、この人から免許を取り消していいかどうかということは、社会的な判断になるんじゃないですか。そのためにいままで公聴会といふものがあり、聴聞会をしていたんです。今度は、その場合にどうするんですか。あなたみたいな反動的な警察庁長官がいて、何でもかんでもたとえば労働組合運動をやっている組合員の運転手、あれはちよつとなまやるから、警察医にみさせて口がきけないようにしようじゃないかといふことで、その診断書を取つて、免許を取り消す。これは全自交の活動家だから、こうやる。私は、この次にこの材料をもとにしてやります。そんな公正、公正と公正づらするなら言ひます。いま

の警察が公正でない事由がいろいろあるからこ
そ、念には念を入れた制度をなぜ存置しないか
という事です。ここにただ、てんかんだとか精
神薄弱とかいう点もあるでしょう。薄弱だつて、
度合いがありますよ。だれだつて資本主義がこ
んなに発達してきまして、夜もろくに眠れない、労働
も強化されてきて、運転者の睡眠時間は二時間か
三時間という人があります。何だか電柱が自分の
ほうへ寄ってくる、追突した自動車がバックして
くるという幻想を持つまで疲れ切つておる。そん
な場合に、医者に見れば、精神薄弱だ、そんな診
断をしないとも限らないのです。そういう手落ち
がないように、常識のある人たちが、診断を一
つの材料にして、冷静に見て、職業を奪う、免許
を取り消していかどうかということで、聴聞会
があるわけです。それをなぜはずすか、あなたの
言うことのほうが私はわからぬ。あなたは運転し
てかせいだことがないから、国から高給をはんで
いるから、何でもないかもしれせん。運転し
て、一家の生活を双肩になつておる者が、医者
と警察の相談だけで、ちょっと耳が聞こえないか
ら、目が見えないから、お前は免許取り消すとい
うなら、どこへ行って生活したらいいか。警察で
生活の保障をしてくれませんか。なぜ聴聞会をや
てはいかぬのですか。もう一度答弁してくださ
い。

○新井政府委員 どうも頭から信用されないよう
でございすけれども、私は、お医者さんが、そ
ういうことで、運転をするに不適当な身体的条件
であるということを専門的に観察をして結論を出
せば、聴聞は必要ないということでございますし
て、これが最終決定にならないことは御案内のと
おりです。もし御不服があれば、不服審査法もあ
りますけれども、たとえそういうことになりませ
んでも、どうしても聞いてくれというところをこ
否定するつもりは毛頭ございせんけれども、手
続は必ず経なければならぬというの、たいへ
ん形式的ではないだろうかということで、このよ
うな専門のお医者さんの診断があれば、それを信頼す

るほうが適當であるということをやつたつもりで
ございす。

○林委員 幾度か申しますけれども、お医者さん
の診断というのは一つの材料で、運転手の職業が
保持できるかどうかというところは、おのずから他
の要因も入ってくるわけです。お医者さんは自動
車の運転の経験がある人ばかりじゃないでしょ
う。この程度の視力ならまだ運転ができるかどう
か、この程度の発言障害ならまだ運転できる、こ
とに口がきけなくなつて、自動車の運転は口とは
関係ないんですから、医者の診断を材料にして、
それが運転者という職業に適當であるかどうかと
いうことは、また客観的な他の材料も加えて、総
合的に判断しなければいけないことでしょう。そ
れを運転の経験もないお医者さんの診断書だけ
で、警察が実質的な免許の取り消しでするとい
うことは、形式的な手続は踏まなんではないとい
うことは、それを形式的だと考へておるその考へ方
自体が非常に危険なんだ。

では、たとえば、そんなに警察が公正だとい
うならあなたは御存じかどうか知りませんけれ
ども、昭和三十七年六月二十日、例の全自交の三光
労働組合の組合長の丸山君という人が、春闘の済
んで次の日、子供を相手にしているとこを呼び
出しを受けて、ゆかたがけで出ていった。そうし
たら、ある暴漢に太ももを刺され、さらに胸を二
回短刀で刺され、その短刀には乳首まで着いてい
た、組合のほうでは、これは明らかに暴力団だ、
具体的に名前まで出してあります。ところが、警
察はいまもって逮捕しておらない。逮捕しないど
ころか、この組合を弾圧するために、四十年の十
月三日ですか、五百名の機動隊と百五十名の暴力
団が襲つてきた。明らかに機動隊と暴力団が一致
して来ているのであります。さらに昭和四十年の
八月には、全員首切られております。ところが、
このとき竹田という重役が三十名の暴力団を引き
連れてきて、そうして中の組合事務所を襲撃し
て、五人ほどの組合員が二階から突き落とされ
て、いろいろ傷害をした。それを警察へ告訴し

た。ところが、警察は何にもこれを取り合わな
い。竹田という重役には警察から呼び出しも来て
いない。ところが、このとき組合員のはうは七名が
暴力をふるつたということで、起訴、公判にかけ
られておるんです。これは一例です。あと幾らで
も例はあります。明らかに会社と暴力団と警察
とが一体となつて、そうして労働組合の弾圧に一
役買つておるんです。そうしていかに労働組合が
警察へ言つても、労働組合の言う言いは何ら反
能がない。人の目の前で一人殺されておるん
です。十分あとにジープが来ているんです。それな
のに、労働組合の委員長をあのような残酷な殺し
方、ももを刺して、出血多量で動けなくなつてお
るのを、さらに胸から裏まで二度突き通してい
る。これは護国団のこういう人だという名前まで
出して、警察に告訴しているのに、取り調べをし
ない。こういう警察官に勤労者である運転手の取
り締まりをまかしておけるかどうか。

この全自交の三光労働組合の丸山良夫君を殺害
した犯人は、なぜいまもってあがらないんです
か。どうなつておるんですか。具体的な名前まで
出して告訴発表されておるはずなんです。それはど
うなつておるんですか。警察庁長官、言つてくだ
さい。

○新井政府委員 私は直接取り扱つておりませ
んので、詳しいことは覚えておりませんが、御指摘
のように、名前を出して申告がありまして、それ
に基づいて捜査をいたしましたけれども、結局、
証明ができませんで、そのままになつておると聞
いております。

○林委員 そうすると、それは捜査をした。その
記録はちゃんとあるわけですね。あるなら、この
委員会に出せるものを出してください。いつ何
日、どこへ呼んで、どういう取り調べをしたか。
それでいいんです。内容は、捜査中なら、われ
われはそこまで入りませんけれども、その男をい
つ、どこの警察へ呼んで、どういう取り調べをし
たかということだけでいいんです。この次の機会
に警察庁から資料を出してください。

それから、もう二、三の問題がありますが、つ
いでにお聞きしておきたい。これもあらかじめあ
なたのほうに通告してこういうことを聞くから、
ひとつ実情を調査してくれと、私のほうから言
つてある事案なんです。

これは交通労働者ではないですけれども、警察
官が公正だとはどうも考えられない。ことに労
働組合という民主的な団体に対する今日の警察官
の態度は、民主的だとは考えられないんです。も
ちろん、われわれは、わが党としても、下級警察
官に団結権を与えて、生活権を十分確保してやる
ということは党大会で決定しております。しか
し、今日の制度としての警察の制度、ことに今日
の警察の首脳部の持つておる考へ方、こういうも
のからいへば、われわれは、あなたの言うよう
に、警察は絶対に公正なものであるから、反則金
制度を設けても、決して感情的にこれが利用され
たり、いろいろされることはないということは、
信用するわけにはいかないんです。そこで聞いて
おるわけです。

もう一つの問題は、これは北九州の八幡区の職
業安定所に起きた問題ですけれども、五月二十五
日から六月五日までの間に、六回延べ二千人の警
察官が失業して何とか職を紹介してくれないかと
職業紹介所へ行つて、その交渉中に、二千人の警
察官が八幡分会の分会委員長が傷害で検挙されてお
る。六月十三日には支援の労働組合の委員長の全
日自労の委員長や全日自労の組合員四人が不法に
逮捕されている。翌六月十四日、現場で全日自労八
幡分会の副委員長と執行委員の二名が逮捕されて
いる。さらにもう少し詳しく申し上げますと、五月二十
五日から六月五日までの間に六回、先ほど言つた
ように警察官が約二千名動員されている。六月十
日に話し合いをしようとして現場からかけつた
全日自労の八幡分会の分会委員長を有無を言わさ
ず両腕をねじり上げて、傷害だということで検挙
している。六月十三日に約三百人の機動隊と私服
を動員して、失業者の要求を支持して支援した全

日自労の委員長や、あるいはそのほかの民主的な人たちが現場で逮捕されている。それから、五月十九日から六月二十五日の間には、職安の表裏に常時パトカーが一台、またはジープが見張りし、私服が失業者に変装して安定所内に潜入している。職安の裏にある桃園の現場にはパトカー、私服が常時数人で監視している。職安付近の民家に警察の連絡所を設けて、常時職安と連絡をとっている。こういう事態があるわけですか。どうしてこういうことが起きたのですか。これは、私のほうであらかじめ調査しておいてくれとあなたのはうに要請しておいたのですから、事情を説明してくださいます。事は普通の状態じゃないのです。これはことに中高年層の労働者ですよ。職を失った人たちが何となく職安を紹介してくれという、その中高年者の職安紹介について非常に冷淡に扱っている。だから自由労働組合の人たちが応援に行つて、親切にもっとこれを紹介すべきだという交渉をしていくときに、警察官が一日に三百人、延べにして二千人も動員されている。こういうことはどう考へても、警察官が、ほんとうに働く者の立場に立ち、そういう民主的な運動に対する理解があるとはわれわれは考えられないわけです。この実情はどういうことなんですか。

○三井説明員 ただいまの問題につきましてお答えいたします。

北九州市の八幡におきまして、全日自労の八幡分会で、八幡職安に対しまして、五月十九日以降今日に至りますまではほとんど連日、組合員約二百名から七百名を動員いたしまして集団交渉を要求しておるわけでございます。八幡の職安におきましては、交渉に当たる代表の数をしばるというような問題がありまして、交渉に至らない、交渉に入らないという状況でございます。こういう中で、事案が今日まで八件起こっております。たとえば五月二十五日におきましては、約五百名の自労の人たちが八幡職安に集団交渉を要求して、所内の一階から三階までの廊下にすわり込むというような事態が発生いたしまして、その際、退去

要求の要求書を文書で提示いたしました職安の職員に対して暴行を加える、洗たくデモをかけるということがありまして、七日間の傷害を与えております。また、同じ日、同じ時刻に、同じ事務所の別の事務室におきましては、やはり退去要求を提示しております職員に対しては、これを取り囲んで、土足で机の上にかかるというようなことで、机上にありました花びんを投げ飛ばしてこわす、またいすにすわっておりました約六人の職員のいすを足で飛ばすというようなことで暴行を加えたわけでありまして、その他それぞれ事案がございまして、全部で八件起こっておりますが、今日までそのうち四件を検挙いたしまして、七名の人は通常逮捕、一名は現行犯というところで処理をいたしておりますわけでございます。

警察官を出動させましたのは、そういう状況でございますので、職安安定所長から事前にもまた事案発生のおきにおきましても警察官の出動要求がございまして、警察官を現場に派遣しておりますわけでありまして、

○林委員 現象的なことだけそう言つて、なぜそういう事態が起きたのだ、そういうことに対してあなた方がどのような理解を持っているかということが問題だと思ふのです。だれも好んでそんなに職安安定所へ多数の人が行くはずはない。しかも、労働組合のほうも行ったけれども、あなたのほうだって一日に三百人、延べ二千人もの動員をしている。常時私服がそこにいる。そこに行つていく人たちは本来社会の最も底辺である失業者、特に妻子をかかえた中高年齢層の真剣で切実な求職の問題で話し合いをしようとして行っているわけでしょう。労働省の昭和三十八年の七月の中高年齢者就職促進の措置の決定によると、就職の申し込みをしただけで無条件で申請の用紙を受け取りしければならない、そうしてそういう就職促進の措置の申請を受けた場合は真剣に就職のあつせんをしてやらなければならないというのに、その措置申請をする前に、そんな就職促進の措置の申し込みをする前に積極的にまず求職運動をやれ、活動を

やれというように、それを受け入れてくれない。例を言えば、九州の人に北海道に行けとか、北海道の人に、遠いところにこういう口があるがどうかというように、就職不可能なことを紹介する。あるいは婦人に、恥ずかしくてどうしてそういうところへ行つて働かないようなところへ行けと言ふ。それではわれわれはそういうところへ就職するわけにはいかない、やむを得ず失業者としての登録をせよという、こういう申請をすれば、おまえはまじめに就職する意思がない、あるいは全日自労の人たちがバックアップしてくるものはこれは偽装就職運動だというように、今日まで、ほんとうに北九州あたりで炭鉱で失業して困っている人たちが、まじめな家庭の婦人として、あるいは中高年齢層の人たちのまじめな仕事を求めるという気持ちが無視されているということからこの問題が起つていくわけですか。ところが警察官がそれに一役買っているということなのです。私あとで、これは職安と警察がどういふ秘密の連絡をお互いに陰でしているかということをおし上げます。そんなきれいなことじゃ済まぬです。こういうように中高年齢者の就職問題、それを全日自労に入れない、あるいは全日自労という組合を分裂させるために職安は警察とどういふ連絡をして、警察にどういふことをしてもらえと、いうことまでちゃんと秘密連絡事項があるわけですか。そういうことに警察が一役買っているということなんですね。

労働省の人がおいでになりますれば、この中高年齢者の就職促進の措置、これを申し込みましたら無条件で申請の用紙をまず受け取つて、そうしてその人が就職するかどうかという職業の選択の自由は保障してやつて、その人が紹介した仕事はどうしても自分の家庭の事情からいって適当でないという場合は失業者としての登録が許される、そういう取り扱いをしているかどうか、まず労働省のほうにお聞きしたいと思います。

○塩田説明員 公共職業安定所は、一般の求職者に対しては懇切丁寧に取り扱いをしております。

して、一日も早く適切な職業につけるように指導しております。八幡の職安に限らず、各安定所とも、理由なくして求職受付をしないというようなことはいたしていません。誠実かつ熱心に求職活動を行なわれる方に対しては懇切丁寧に紹介を申し上げておるところでございます。

八幡の事件でございますが、これは先ほど御説明ございましたように、五月十九日から連日にわたりまして、ほとんど連日でございますが、数百名の人々が集団でもって安定所に押しかけられまして、そこで長時間すわり込みをするとか、あるいは高唱をする、あるいは一部職員に対する暴行等がございましたので、同所の正常な業務が著しく阻害されているという事態に立ち至りましたので、一般求職者、求人、事業所の方々の迷惑を考えまして、五月二十五日に、庁内の秩序の維持を確保するためにやむを得ず警官の出動を要請したのでございます。

○林委員 そうすると、あなたは、こういうことは認めるのですか、どうですか。昭和三十八年七月の中高年齢者の就職促進の措置の決定ですね。申し込みましたら、その申し込みは必ず受け取つて、そうして、それに対しては、就職の誠意ある措置をする。しかし、それを求める人の側のほうが、これは私には適さないといつて断つたら、これは職業選択の自由はあるのですから。たとえば、女の人に料理屋の仲居をしるとかなんとか言つたつて、あなたのはうは親切にやるとかなんとか言つたつて、そういう場合には、ちゃんと失業者としての登録をするか、要するに、職業選択の自由を、失業しているそういう人たちに認めるかどうか、ここをあなたにお聞きするのです。

○塩田説明員 先ほど申し上げましたように、一般の誠実かつ熱心なる求職者に対しては、懇切迅速に取り扱いをするというところで、求職受付を拒むようなことはいたしていません。ただ、この問題は、求職者ということは、職を求める方でございます。その方と安定所の担当職員が御

相談申し上げることでございまして、多数の人々が押し掛けてきて、これに関与するとか、あるいは集団で圧力をかけるといったような性質のものではないものと考えております。そういったところから問題が生じているというふうに考えております。

○林委員 そうすれば、あなたのほうだって、実態調査——一九六六年の労働省と厚生省の「中高年対策指導要領」を見ますと、まず実態の調査をする場合に、要するに、就職の可否を認定する場合に、どういふことをするか。「詳細な実態の調査を行うことが必要である。」方法は、戸別の訪問により実施することが望ましいが、妨害、隠蔽が予想されるときは、調査駐在所、市町村役場、社会福祉事務所の協力を得て調査する。なんて、何で、人の就職を調査するのに、調査駐在所の協力を求めるなんていうことを通達として出す必要があるか。初めから失業する者は、あなたの方の調査を妨害隠蔽すると予想されると通達に書いてあるじゃありませんか。こういう挑発をあなたのほうがかければ、防衛上やむを得ず、みんなが行って抗議をするなり、守るよりしょうがないでしょう。

それから、もう一つ警察の問題がありますよ。いまの資料の「通常組合費関係」というところで、「調査の結果の全ぼうから事務所としての見解、措置方針を定め、県本庁、場合によっては警察当局と協議を行う。」何で労働組合の費用関係を調査して警察と相談する必要があるのですか。あなた方はきれいごとを言っているけれども、全部警察をしてこにして、そうして中高年齢層の就職に際して、自由労働組合に入ることをなるべく阻止せよとする。自由労働組合の組織を分裂させよとする。秘密の指令で、こういう場合は警察と相談しろ、こういう場合は駐在所に頼め、こう言っているじゃないですか。こういう通達を出していませんか。そういうことを陰でしておいて、労働者が来るから警察をやむを得ず呼んだと言うが、その前にあなた方は、警察に協力を求めるといふ

通達を出しているじゃありませんか。○塩田説明員 そういう場合もときには起こるかと思いますが、なるべくそういうことがないように、そういう事態がないように指導いたしております。

○林委員 時間がありませんから、やむを得ず、要領だけでも二、三、警察庁長官に聞きますが、私も、あなたのほうで調べておいてくれと言いました。新潟県の新井市の警察署の建設の問題ですが、新井市に新しく庁舎を建てるから、ひとつ市で土地を寄付してくれないかという、新潟県の警察本部長が、新井市の市長を呼んで、約一千坪、五百万円の寄付の話をしていて。さらに、庁舎を建てるからというので、各市町村に割り当てをして、それで、新井市にも四分の一の費用を寄付しろと言っている。一体、市町村が警察の庁舎の建設に費用を分担しなければならぬという法律的な規定がどこにありますか。警察庁長官にお聞きしたいのです。

○浅沼政府委員 ただいまの新潟県の新井警察署の改築問題を御説明いたしますと、これは現在あります署の近くの近くに新たに土地を求めまして、そこに建てる、こういう計画になっているようにございまして。そういたしまして、現在、署の敷地が三百四十四坪ございまして、これが時価でおよそ九百万から一千万というふうに評価されているのでございまして、これが県有地でありまして、これを市当局に無償で払い下げをする、こういう予定になっているようにございまして。それで、ただいまお話のございましたように、市議会といたしましては、敷地約千坪のために五百万円を議決いたしました、計上している、こういうふう聞いております。

○林委員 それは警察本部長が新井市の市長を呼んで話をしているのですよ。任意にやっているのではない。警察本部長からそういう話があったから、市は、共産党や社会党の皆さんが反対しているのに議決しているし、一千人以上の請願があったけれども、これは流してしまっている。警察本

部長がそんな話をしなければ、市は何も五百万の予算を組む必要はないですよ。いま、庁舎の寄付を、板倉、中郷、妙高、妙高々原、新井、これに、約一千二百万ぐらいのものですけれども、この負担をまた要請しているということですが、これはどうですか。

○浅沼政府委員 ただいまの建設資金の地元負担の問題でございまして、従来、新潟県の慣例といたしまして、工事総額から国庫支出金を差し引きをいたしまして、その差額の七割を県が負担をいたしまして、三割を地元の市町村にお願いをするというので、その三割に当たります約九百六十万、これを一市二町二村で負担をしていただまして、それを正式に県が寄付採用いたしまして、そしてこの工事をいたす、こういう計画のよう聞いておるのであります。

○林委員 ことは、寄付していただいて、県に寄付採用していただいて、そして御援助願っていますと言いますけれども、これは警察側がちゃんと内々の話をするからですよ。市町村財政が乏しいときに、本来国と国が負担すべきものを、そういう市町村へ財政的な負担をさせるという、これは、先ほども言ったように、少なくとも警察は絶対公正だ、法の守り手だなんて言ったって信用できないじゃないですか。しかも、今度の反則金で、これが市町村の単独事業として市町村へ還元されるというところになると、それと結びついて、おまえのところは寄付を断わったから、おまえのところは反則金なんか取ってやらないぞ、もっと協力したところはどんどん反則金を取ってやるよ、運転手にとっては迷惑しごくだけれども、そういうことをやらないとも限らないわけでしょう。だから、そういう点については、あなた方が口で言っているように、もし警察官が公正で厳正に法律を守るというならば、そんなように警察本部長が市町村長などと呼ばんで、これは新潟県のいままでの慣例でありますなんて言って寄付させることは、今後一切やめたらどうですか。自治大臣、どうですか、そういう行政指導はできませんか。あなた

は、さっきから、人のことだと思って聞いているけれども……。

○藤枝國務大臣 元来、お話しのような問題は、その支出をすべき主体、すなわち警察署の庁舎ならば国と県が支出すべきが本来の姿であらうと思えます。そういうことにつきましては、従来やますれば地元の寄付というようなことをやっておる事例があります。こういうものはできるだけ早く解消するように財政的な措置をしてまいりたいと考えております。

○林委員 交通局長見えていますね。神風タクシーがあったときに、これは昭和三十三年ですね、走行キロ一日三百六十五キロメートルで押えろ、これ以下にしろ、こういう通達を出しましたね。これは覚えておりますか。昭和三十三年です。

○鈴木(光)政府委員 これは私どものほうでそういう通達は出しておりません。運輸省でございまして。

○林委員 運輸省で出したことは知っていますか。それは知っているでしょうね。——そのときは東京の自動車の台数は何台だったのですか。

○鈴木(光)政府委員 東京の当時の自動車台数の数字が手元にございせん。

○林委員 わからなければけっこうです。それでは、少なくとも昭和三十三年から今日までの自動車台数は、東京ではどのくらいふえていると見たらいいでしょうか。あなた方は取り締まりの責任者ですからね。たとえば昭和三十三年にほぼ何万台だったものが、今日ではこのくらいだ、約何倍になっている、それはわかりますか。

○鈴木(光)政府委員 手元に全国の自動車台数の数字がございまして、それにありますと、大体三十三年当時から見ますと四倍でございまして。○林委員 四倍ですね。そちらで数字を持っていなければ、私のほうで念のために数字を出します。私のほうの調査によりますと、運輸省から一日三百六十五キロ以下にしろ——神風タクシーのあったときですね、そのときは東京都で道交法の適用を受けまず自動車台が三十五万台、今日はその

る指示をいたしたことを記憶をいたしております。いまおあげになりましたように、確かにそういう点がございまして、したがって、警察といしましては、警察取り締まりの結果そういう問題がございまして、そのつど労働省なり運輸省に問題を提起いたしまして、監督官庁としての職務を十分に果たすようにお願いをいたしておるわけでございます。今後ともそういう点については十分注意をしていただくように私からも要請をいたします。

○林委員 それでは最後にもう一つ。要因は、自動車生産が非常に無政府的に、昭和三十五年に三百万台であったのにことしの三月には九百万台、ついに一千万台になるだろう、自動車保有数が、こういうように、道路行政と相けたなくて、自動車の独占資本は無政府的にどんどんつくっていく。しかもそれが、自動車のスピードはますます出るようになっていくというのですね。一方今度は、その自動車の使う石油の輸入量を見ますと、昭和三十五年に三千万キロリットルだったのが、いまは八千万キロリットル、二倍以上に昭和四十年にはなっている。自動車はほとんど無政府的にふえていくわ、その自動車の機能はますますスピードを出すようにするわ、石油はどんどん入ってきて、石油会社はもうかるようにするわ、道路行政はそれに沿うようになっていくわ。そうして毎日起こる交通事故の責任は運転手だけに集中されておる。そうして反則金制度というのをやっておる。ほんとうの政府の交通行政に対する責任、たとえば自動車の台数を日本の国の道路の実情から幾らに規制するか、あるいは石油の輸入についても燃料政策をどうするか、そうして運転手というふうな無制限に労働強化をさせておる使用者に対してどういう規制をしていくか、こういうことを総合的にやらなければ、そのほうは非常に何らの制限もなく許して、そうして運転手だけの責任であるかのごとく交通事故の責任をこれにしわ寄せされていく、そうしてこの取り締まりだけを強化していくということについては、われ

われはとうてい同意できないわけですから、この無政府的な自動車の生産台数の増大、それに伴う石油の輸入量の増大、石油資本の膨大な利益、それに對してしわ寄せされている運転者のものすごい労働強化、そうして道路行政自体はなかなか進んでいかない、こういう中で、一番犠牲を受け、生きるために命をすり減らして働いている交通労働者の諸君の立場をどのように理解し、どのように考えていくか、最後に大臣に聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○藤枝国務大臣 先ほどお答えいたしましたのが、交通事故対策につきましては、非常に広範にわたっているいろいろな施策が並行して行なわれなければならないことは御指摘のとおりだと思えます。その点が必ずしもいままで十分であったとは申しません。率直に認めるわけでございますが、今後考えますのは、まず第一に道路の整備であると思えます。ただ、いまお示しの、道路の面積に比例した自動車に制限しろと申ししても、どういう地点でとらえていいか、また全国の全面積に比例した台数にいたしても、自動車は動くものでございまして、やはり人口集中の激しいところではそういうことが起るわけでございまして、必ずしも自動車に制限するということがはたしていいかどうかという問題はあらうと思えます。しかし、いづれにしても、そういう総合された、あるいは先ほど申しましたように使用者側の労務管理の問題、その他も合わせてやらなければならぬと思えます。交通対策本部を総理府につくりまして総合的な企画をやっておりますのもその一つのあらわれでありまして、こういう面を今後とも充実していくように努力をいたしたいと思えます。

○山田委員 山田久就君。

○山田(久)委員 だいぶ時間経過したようでありまして、道交法の一部改正に関連いたしまして、いろいろ今日まで取り上げられた問題以外のこと、主として運転手の立場というのか、私が海外等の経験からして感じておった二、三の点、

これをひとつ質問して、方針なり所見を承りたいと思うわけですが。この反則金制度は、結局事故の件数が非常に増加したことに伴って事務を簡素化しようというところで、この事故の増加ということの中にはそれ相応のいろいろな客観的条件があると思えます。しかしながら他面よく調べてみると、やはり交通規則自身を、平たくいえば、もう少し親切な交通規則にもっていくならば、事件がむしろそれほどでならないのじゃないかというふうなケースもなきにしもあらずという点も思われるので、そういう点についてはそういう角度からやはり改善をはかっていくということが道交法の改正の本来の趣旨にも合致するんじゃないか、こう思うわけですが。この件数、先ほど一千万件というふうなお話がございました。まずその中でおもな事故の種類、多い順から五つばかりひとつこであげていただきたいと思います。どうですか、どういふのが一番多い事案になっておるか。

○鈴木(光)政府委員 事故のことについてのお尋ねでございますが、どういふ事故が多いかということでございますが、事故のとらえ方がいろいろございまして、状態別でとらえますと、四十一年の死者は一万三千九百四名でございますが、そのうち歩行者の事故が一番多うございまして、三、四の程度が歩行者である。それから自動車に乗っている……。

○山田(久)委員 スピードだとか……。

○鈴木(光)政府委員 原因別でございますね。違反でございます。違反は、検挙いたした件数が四十一年約五百万件になっております。そのうち一番多うございましては最高速度の違反でございます。二、六の程度がスピード違反です。その次は駐車違反一、二……。

○山田(久)委員 けっこうです。このスピード違反というのが多いのじゃないかと思うのです。そこでスピード違反の原因をいろいろ考えてみる、むしろそれそれ事情があるわけだけれども、たとえばわれわれの海外の経験等から比較してみると、これ以上出せば危険だということになると、

標準を置くということよりも、どうも見ると、この辺にしておけばあまり無理なこととは出ずまいというふうな角度で定めてあると思われような点も、私は少なくないと思う。事実皆さんも経験するだろうと思うけれども、高速道路は大抵五十キロというふうなことでやっていますけれども、五十キロで走っているようなものはほとんど一台もない。したがって、つかまつたのは、ほんとうの意味において罪悪感というものが、おまえはちょっと不運だったと、こういうことではどうもぐあいが悪いので、やはり守られる規則、現状に合うような規則というものを考えていかなければならないと思う。先ほど私、ちょっと不親切と申しましたけれども、たとえば右折というふうな問題は、夜間と昼間というものを分けてあるようでありまして、夜間と昼間の速度の別が定められておると、一時ストップの問題なんかについてもそういう点が差別が設けられている。そういうことがないためにひっかかっているというふうなこともなきにしもあらずで、ぜひこういう点を改善していただきたい。これを、守られる交通規則という見地からぜひひとつ改善していこうということが、今後の道交法改正の基本的な精神にも通ずるものだと考えているわけでありまして、この点について、長官、ちょっと御意見を伺いたいと思えます。

○新井政府委員 御指摘のように、私もいまの最高速度の制限のやり方というものは、たいへん腹だめでありまして、取り締まりのほうも、一割とか二割はよろしいということで取り締まっておるようでありまして、ほんとうはおっしゃる通りに、普通に出しているスピードを最高速度として、その中でも危険な状態のときはそれだけ出しなさいという規定を置けばむしろいいと思われまして、ただいまの御意見がございましたことを機会に——一般の人たちもなるべくおそいほうがいいという感じがどうも強いようでありまして、せつかく六十キロにすると、いつの間に

か五十キロになっているという道路もときどきございませう。事故があると、あれはスピードの出過ぎだ、では減らそうというふうな、たいへん簡単な考え方の方でございまして、これはもう少しきめをこまかくし、しかも実態に即するように研究していかなければならないと思っております。

○山田(久)委員 反則金制度実施の機会に、ぜひそういう点をお考えいただいて、守られる、そして実情に沿うような交通規則の改善を御研究いただきたいと思ひます。

なおこれに関連して、これは今後についての希望ですけれども、現在交通事故を防ぐという見地で、歩行者にもっと規則を守らせるといふ意味で、これもまた海外では、歩行者自身に、誤ったことをやるとこれについてある種の取り締まり、制裁があるというふうになっていると思ひますが、わが国では、そういう点、あまりないように思われるのだが、この点についてどんな方針を持っておられるか、ちょっとお聞きしたい。

○新井政府委員 統計をこらんにしてもわかりますように、歩行者の違反の取り締まりの件数はたいへん少ないのが現状でございませう。たびたびそういうことについて意見があるのでありますけれども、一般的に申しますと、教育し得る人とは、それから教育したい人とは違ひます。というのは、頭がかたいとかなんとかいうのではなくて、そういうチャンスに恵まれていない、年をとつて比較的うちの中に引込んでゐる人、あるいは親の介護がなければ安全な通行ができないというのがございまして、限度がございませうけれども、私は、いまのような道路状況で歩車道の区別がないのが大部分である以上は、歩行者に対して外國でやっているような厳重な取り締まりをするというのはまだ早い、やっぱり教育を主としてやるべきだというふうに考えます。

○山田(久)委員 そういう点、私も同感です。基本的には、歩道のない道が道と考えられているわが國の状況、これはひとつ技術的に、ああいうものは道と呼ばないというふうになつていくように

に、ぜひ考えていただきたいと思ひます。

また違反者について、今日、違反件数もなかなか多いわけですが、しかしながら、本来からいへば、共同社会はみんな一緒になつて防衛していかなければならぬのである。こういうことで初めて安全が守られていくのだけれども、おまわりが見ていなければ何をやってもいい、見てないからこれはしょうがないのだ、こういう点があるのは、まだわれわれが民主社会の底力という点で非常に欠けた点があるのじゃないかと思う。こういう意味で、たとえ警察官じゃなくても、何人かの証人というものがこれを現認して通報すれば、これによつてある種の制裁を科する可能性を与える。これは海外ではある制度ですけれども、これには良心的に証言をするというふうな、われわれの道徳的なレベルというものと非常に関係してくるので、一がいには言えませんが、ただ、こういう問題について研究したことがあるかどうか、その点についてひとつ伺いたいと思ひます。

○新井政府委員 研究しておるばかりではございませんで、現に各府県で大なり小なりそういう制度をとつております。ことに警視庁は交通一〇番という俗稱で呼ぶような形で、一般的な証言でもある種の違反は取り締まるというところで、そういう申告によつて現に捜査をし、立件をして送致したものがございませう。

○山田(久)委員 なお、この自動車強制保険の問題について伺いたいわけですが、御承知のように日本では自動車は保険をつけておるが個人は無関係、こういうことになつております。最近のように非常に運転免許証をとる数が、多くなつてまいりますと、一部海外で実行されておるうちに、運転するのには単に運転免許証ばかりでなく、同時に第三者保険、少なくとも人身及び物的保険、対第三者に關しての保険というものはこれを強制化して、それを同時に持つていなければ運転できない。したがつてそれだけ個人の責任というものも自覺されてくる。この民主社会の一

つのあり方にも合致するわけでありますが、同時に、もし事故が多くなれば保険が非常に高くなつてきて自分でも困つてしまふ。そういう意味で自分でも慎重になるようになってくる。しかも人数が非常に多いという関係で保険金が非常に安い。まだわが國ではいろいろな発展段階がございませうので、それは一がいには言えませんが、しかしだんだん一千万人という人間が運転免許証をもちうということになつてきますと、被害者を保護するという意味からも、あるいは逃げ出しというふうなことを防止するというふうな意味からも、ぜひ今後の制度としては考へていただく。現に海外では実行されておる問題でもありませんし、これはいろいろの意味においてこの交通安全と保護という見地から重要だと思つておりますので、ひとつ研究課題として御研究願えないものかどうか、この点について委員長のお考えを伺いたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 確かに御指摘のように、運転者自身の第三者保険というふうなものをもうわが國においても考へていかなければならない時期ではないかと思ひます。その点についても各關係方面と十分相談をいたしまして、研究をさせたいと思ひます。

○山田(久)委員 時間の關係で、以上をもちまして私の質問を終わります。

○龜山委員長 次会は明七日午前十時から理事會、午前十時三十分から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時四十四分散會